

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日  
(第9期) 至 平成26年3月31日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

# 目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	33
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
第3 【設備の状況】	37
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	37
2 【道路資産】	42
第4 【提出会社の状況】	48
1 【株式等の状況】	48
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	51
4 【株価の推移】	51
5 【役員の状況】	52
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	116
第6 【提出会社の株式事務の概要】	142
第7 【提出会社の参考情報】	143
1 【提出会社の親会社等の情報】	143
2 【その他の参考情報】	143
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	144
第1 【保証会社情報】	144
第2 【保証会社以外の会社の情報】	144
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	144
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	146
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	146
第3 【指数等の情報】	149
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【事業年度】	第9期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 布目 弘司
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 布目 弘司
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	581,502	659,296	596,306	1,681,015	635,443
経常利益 (百万円)	10,963	11,122	10,041	8,038	3,433
当期純利益 (百万円)	5,540	6,547	6,856	4,352	1,230
包括利益 (百万円)	—	6,570	7,204	4,380	1,302
純資産額 (百万円)	185,437	192,607	201,084	205,786	198,641
総資産額 (百万円)	1,491,720	1,653,647	1,991,602	1,183,994	1,391,882
1株当たり純資産額 (円)	1,425.68	1,476.02	1,528.79	1,562.58	1,499.49
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.61	50.36	52.74	33.48	9.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.4	11.6	10.0	17.2	14.0
自己資本利益率 (%)	3.0	3.5	3.5	2.2	0.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△130,784	△121,592	△209,522	857,056	△260,581
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△15,372	△32,761	△23,316	△27,624	△13,320
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	167,607	150,908	288,546	△845,562	252,409
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	97,988	94,542	150,249	134,119	112,627
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8,387 (1,439)	8,609 (1,455)	9,153 (1,860)	9,376 (2,073)	9,567 (3,420)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	562,702	634,845	568,704	1,648,695	603,402
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	4,939	7,166	5,659	2,182	△2,208
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,736	3,753	2,157	583	△3,094
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	174,690	178,444	180,601	181,185	178,090
総資産額 (百万円)	1,481,628	1,641,185	1,972,311	1,163,081	1,371,936
1株当たり純資産額 (円)	1,343.77	1,372.64	1,389.24	1,393.73	1,369.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	13.35	28.87	16.59	4.48	△23.80
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.8	10.9	9.2	15.6	13.0
自己資本利益率 (%)	1.0	2.1	1.2	0.3	△1.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,096	2,117	2,094	2,053	2,112

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路(株)設立
平成17年12月	中日本エクシス(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と協定 <sup>(注1)</sup> を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構(以下「道路サービス機構」といいます。) <sup>(注2)</sup> 及び財団法人ハイウェイ交流センター(以下「ハイウェイ交流センター」といいます。)から、当社及び中日本エクシス(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定 <sup>(注1)</sup> を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜(株)(連結子会社)、中日本エクストール名古屋(株)(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)(持分法適用関連会社)を新設分割により設立し、当社中央研究所の営業の一部を承継
平成19年10月	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)及び名古屋道路エンジニア(株)を株式取得により連結子会社化
平成19年11月	(株)アステック・メンテ、日本メンテックス(株)及び中部道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)に商号変更 名古屋道路エンジニア(株)を中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)に商号変更
平成19年12月	東エン(株)及び(株)アルプスハイウェイサービスを株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号変更
平成20年1月	(株)クエストエンジニアを株式取得により連結子会社化
平成20年2月	NEXCO中日本サービス(株)(連結子会社)設立 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)を株式取得により連結子会社化
平成20年4月	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が(株)クエストエンジニアを吸収合併
平成20年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成20年10月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年2月	「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年3月	名古屋ロード・メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、中日本ロード・メンテナンス東海(株)に商号変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成23年7月	一般国道1号(箱根新道)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成23年10月	「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成24年1月	(株)エイチ・アール横浜及び(株)グランセルセイワサービスを株式取得により連結子会社化
平成24年3月	中日本高速技術マーケティング(株)(連結子会社)及び中日本高速オートサービス(株)(連結子会社)を設立
	一般国道139号(西富士道路)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成24年4月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」を一部変更
	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)(連結子会社)設立
	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)及び東京ロードメンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化
平成24年7月	東京ロードメンテナンス(株)を中日本ロード・メンテナンス東京(株)に商号変更
平成24年10月	(同)NEXCO中日本インベストメント(連結子会社)設立
平成25年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成25年5月	(株)アステックを株式取得により連結子会社化及び中日本ロード・メンテナンス中部(株)の連結子会社化
平成25年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
	(株)アステックを中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号変更
平成26年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成26年4月	NEXCO中日本開発(株)(連結子会社)設立
	箱根ターンパイク(株)を株式取得により連結子会社化

- (注) 1. 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。
2. 当時の名称であり、有価証券報告書提出日現在の名称は財団法人高速道路交流推進財団であります。

### 3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社24社及び関連会社13社（平成26年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借り受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び主な子会社、関連会社（平成26年3月31日現在）の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	(連結子会社) 中日本エクストール横浜(株)、中日本エクストール名古屋(株)
交通管理業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
保全点検業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
維持修繕業務	(持分法適用関連会社) 中日本施設管理(株) (連結子会社) 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ロード・メンテナンス静岡(株)、中日本ロード・メンテナンス東京(株)、中日本ロード・メンテナンス東海(株)、中日本ロード・メンテナンス中部(株)、中日本ロード・メンテナンス金沢(株)、中日本高速オートサービス(株)
研究開発業務	(持分法適用関連会社) 日本ロード・メンテナンス(株)、(株)東京ハイウェイ、NHS名古屋(株)、ティーシーメンテナンス(株)、(株)高速保全
その他業務（注4）	(持分法適用関連会社) (株)高速道路総合技術研究所（注3） (連結子会社) NEXCO中日本サービス(株) (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ（注3）、ハイウェイ・トール・システム(株)

- (注) 1. 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県  
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
3. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。  
4. 不動産関係業務、人材派遣業務、高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務、料金収受機械保守業務であります。

## (2) 休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

当社が管理するサービスエリア・パーキングエリアの150箇所の商業施設については、連結子会社である中日本エクスプレスが運営、管理を行っております。そのうち、31箇所において売店運営業務を連結子会社である㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスが行っており、また148箇所において自動販売機運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・アドバンスが実施しております。

## (3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、旅行業、海外事業、カードサービス事業、トラックターミナル事業、受託事業、占用施設活用事業、物販事業、広告媒体事業及び不動産開発事業に大別されます。

旅行業については、当社ならではの旅行の提供を目指し、高速道路資産を活かした旅行商品の企画・販売に取り組んでおります。

海外事業については、アジア・欧米地域を中心に事業展開を推進しております。特に東南アジアでの情報収集は、当社の海外拠点であるベトナム事務所を軸に進めています。また、当社が行う海外の高速道路事業に関する調査及び情報収集業務を持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナルが実施しております。

カードサービス事業については、「プレミアムドライバーズカード」の魅力向上に取り組むとともに、平成24年10月から新たな会員カードとして「イオンNEXCO中日本カード」を発行しております。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナルが石川県金沢市におけるトラックターミナルの運営、管理を行っております。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体的に実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

占用施設活用事業については、高架下駐車場等32箇所、コンビニエンスストア1店舗の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

物販事業については、オリジナル商品などの企画・開発を実施しております。そのほか、連結子会社である中日本高速技術マーケティングが土木・建築工事用資機材等の製品開発・販売などの事業を営んでおります。

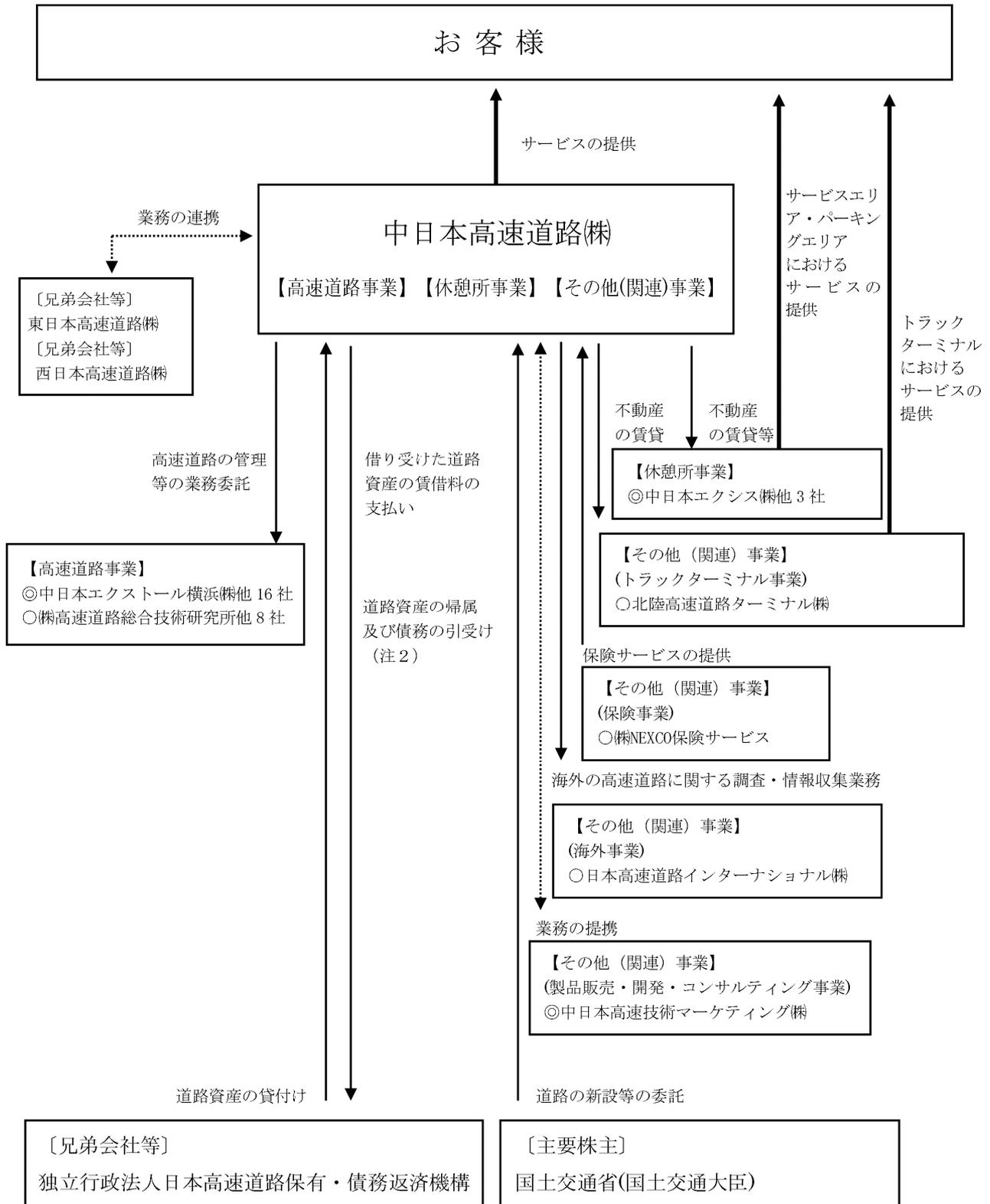
広告媒体事業については、サービスエリア営業施設の壁面やデジタルサイネージ（電子掲示板）を広告宣伝媒体として貸し出す事業を展開しております。

不動産開発事業については、遊休地となった社有地を活用して分譲マンション、戸建ての分譲宅地の開発を行うとともに、インターチェンジ周辺における商業施設等開発事業に取り組んでおります。

なお、上記のほか、福利厚生の実施を図るため、持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険代理業などの保険事業を行っております。そのほか、国内外へのインフラ事業等の出資等を行い、当社グループの成長・拡大を目指すことを目的として、(同)NEXCO中日本インベストメントを設立しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図（平成26年3月31日現在）



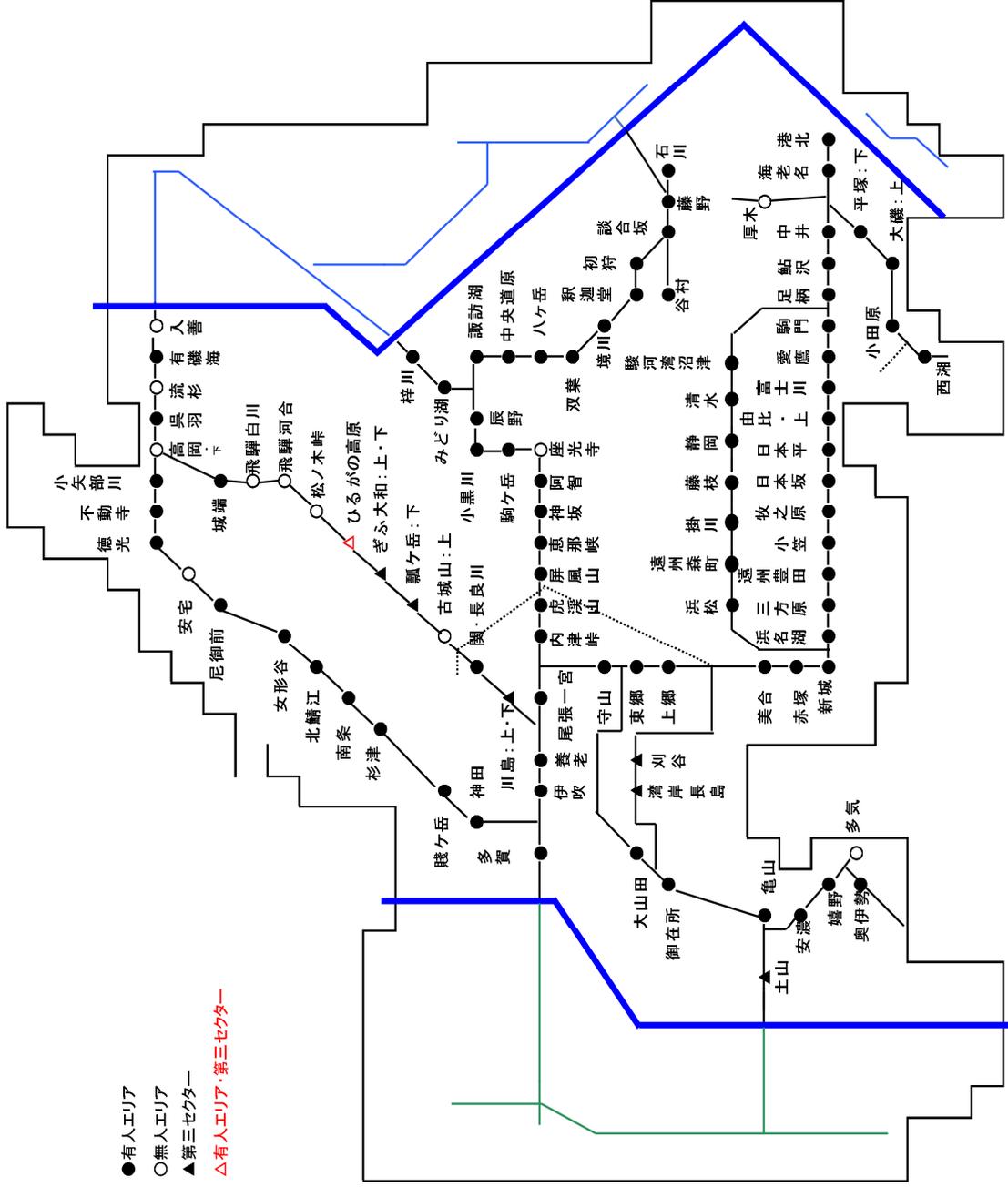
(注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用会社を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。



# サービスエリア・パーキングエリア図

- 有人エリア
- 無人エリア
- ▲ 第三セクター
- △ 有人エリア・第三セクター



平成26年3月31日現在

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

平成26年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス㈱	名古屋市 中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス㈱は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス㈱に賃貸しております。また、当社は中日本エクシス㈱からソフトウェアを賃借しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 横浜㈱	横浜市 西区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 名古屋㈱	名古屋市 中区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール東京㈱	東京都 新宿区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋㈱	名古屋市 中区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京㈱	東京都 新宿区	90	高速道路事業	100.0 (19.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋㈱	名古屋市 中区	90	高速道路事業	100.0 (18.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり (器具) 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名㈱	東京都 港区	30	高速道路事業	88.7 (5.5) [11.2]	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央㈱	東京都 八王子市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 ㈱	名古屋市 中区	45	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)	石川県 金沢市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NEXCO中日本サービス(株)	名古屋市 中区	75	高速道路事業	100.0	不動産関係業務等を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速技術マーケティング(株)	名古屋市 中区	10	その他(関連) 事業	100.0	技術支援業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(同)NEXCO中日本インベストメント	名古屋市 中区	10	その他(関連) 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エイチ・アール横浜	横浜市 西区	35	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)グランセルセイワサービス	名古屋市 中区	20	休憩所事業	72.1 (72.1)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)	東京都 港区	30	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)	静岡県 磐田市	20	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東京(株)	横浜市 緑区	62	高速道路事業	53.6 (53.6) [10.0]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東海(株)	名古屋市 中区	30	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速オートサービス(株)	愛知県 一宮市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	車両管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス金沢(株) (注4)	石川県 白山市	75	高速道路事業	55.2 (55.2)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス中部(株) (注5)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	76.0 (76.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 議決権の所有割合の[ ]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 中日本ロード・メンテナンス金沢(株)については、当社の連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)が、平成25年5月20日に(株)アステックの株式を追加取得し、持分法適用の関連会社から連結子会社としております。  
なお、同社は、平成25年6月25日に(株)アステックから中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号を変更しております。
5. 中日本ロード・メンテナンス中部(株)の株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金沢(株)を子会社としたことにより、持分法適用の関連会社から連結子会社としております。

## (2) 持分法適用の関連会社

平成26年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	1,156	その他(関連) 事業	27.6 (3.2)	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ (注4)	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術 研究所(注4)	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(圃場) 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス (注4)	東京都 千代田区	15	その他(関連) 事業	33.3	保険代理店業務に関するサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール ・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	24.0 (7.8) [7.8]	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インター ナショナル(株) (注4)	東京都 千代田区	499	その他(関連) 事業	28.6	海外の高速道路事業に関する業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理(株)	東京都 中野区	30	高速道路事業	49.0 (49.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本ロード・メンテ ナンス(株)	東京都 港区	100	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東京ハイウェイ	東京都 千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NHS名古屋(株)	名古屋市 千種区	20	高速道路事業	33.5 (33.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ティーシーメンテナ ンス(株)	長野県 松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速保全	東京都 八王子市	30	高速道路事業	33.3 (33.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 議決権の所有割合の[ ]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	8,603	(2,523)
休憩所事業	538	(896)
その他（関連）事業	82	(1)
全社（共通）	344	(0)
計	9,567	(3,420)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,112	42.1	18.8	7,955,976

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,675
休憩所事業	14
その他（関連）事業	79
全社（共通）	344
計	2,112

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 「安全性向上3カ年計画」の着実な実行

平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見、国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を受け、平成25年7月26日、「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」「安全管理体制の確立」「体系化された安全教育を含む人材育成」「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目毎に具体的な取組み施策を定めています。

また、「安全性向上3カ年計画」のより着実な実行に向けて、安全を中心とした現場の課題を迅速・的確に解決するとともに、指示命令系統・権限責任の明確化を図るため及び点検から維持補修にいたる業務のマネジメント能力を強化するため、平成26年4月1日、事業執行機能の支社への集約や環境・技術企画部、技術管理部、構造技術・支援部の設置等を柱とする事業執行体制の見直しを行いました。

私たちは、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

私たちは、「安全性向上3カ年計画」の各取組み施策を迅速かつ着実に実行しているところであり、引き続きグループを挙げて再発防止と安全性向上に徹底的に取り組んでまいります。

「安全性向上3カ年計画」の着実な実行を通じて、当社グループが目指す「安全を最優先とする企業文化を有し、社会から信頼される会社」となるために、これからも全精力を傾注してまいります。

#### (2) 業績

当連結会計年度の営業収益は635,443百万円（前年同期比62.2%減）、営業利益は2,040百万円（同68.1%減）、経常利益は3,433百万円（同57.3%減）、当期純利益は1,230百万円（同71.7%減）となりました。

営業収益の大幅な減少は、前連結会計年度に道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下のとおりです。

##### （高速道路事業）

建設事業については、平成25年4月14日に一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間5kmを開通させました。

また、平成24年4月に有料道路の事業許可がなされた東京外かく環状道路（関越～東名間）、名古屋第二環状自動車道（飛島ジャンクション～名古屋西ジャンクション間）及び東海北陸自動車道四車線化事業（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）の着実な事業展開に向け、国等との間で施工等に係る協定の締結や工事の発注など、事業を推進しました。

安全性向上に向けた取組みを着実に推進するため、建設中区間の安全性の再検証や、維持管理しやすい道路を目指した設計・施工の検討、建設段階における設計成果品、施工管理・品質検査記録等関係資料の確実な引継ぎに向けた検討を行いました。

保全・サービス事業については、道路構造物の安全対策、潜在的リスクの検討、点検強化に向けた取組み、点検要領などの見直し、災害に強い高速道路づくり、関係機関との連携強化、混雑期への対策、国際規格の取得、次世代高速道路の実現に向けた取組み、及びスマートインターチェンジの設置などを実施しました。

構造物の安全対策については、トンネル天井板や換気ダクトなど道路上に設置された重量構造物に対する安全対策を最優先と位置付け、笹子トンネルと同様の天井板を有する中央自動車道恵那山トンネル（下り線）や東名高速道路都夫良野トンネル（下り線）の天井板を撤去するとともに、トンネル内のジェットファンへのチェーン設置などの安全対策を実施しました。また、平成25年10月22日、「道路付属物の第三者等被害防止対策の対応方針」を策定し、道路構造物や道路付属物の落下による第三者等被害の発生が懸念されるものにかかる安全対策を進めました。

この結果、「安全性向上3カ年計画」に定める道路上の重量構造物に対する安全対策進捗率は、平成26年3月31日時点で21%となりました。

道路構造物の潜在的リスク（点検することが困難で、変状が確認できないものなど所要の安全性が確保されていない可能性のあるもの）の検討については、道路構造物の潜在的リスクを把握し、点検・補修、更新などに反映させるため、平成25年6月18日、「構造物のリスクに関する調査検討会」を設置し、検討を進めています。

点検強化に向けた取組みについては、「安全性向上3カ年計画」に基づき、平成25年7月以降の点検について、点検計画や点検結果の妥当性を確認する照査者を配置し、道路構造物の点検頻度の向上や鉄道交差部の点検の強化に取り組んでいます。また、高速道路と交差する跨道橋について、跨道橋の管理者である地方自治体に呼びかけて各県単位で協議会を立ち上げ、点検強化に向けた働きかけを行っています。

点検要領などの見直しについては、点検の頻度や手法について東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社（以下、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社を「高速道路3会社」と総称します。）で検討を行い、点検基準の法定化等を目的とした道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）などの改正を反映した点検要領などの見直しに着手しています。

災害に強い高速道路づくりについては、BCP（業務継続計画）の継続的な見直しとともに、震災などが発生した際に、被災地の復旧作業にあたる自衛隊や消防、警察などの支援部隊の進出拠点として、また高速道路をご利用になるお客さまや周辺にお住まいの皆さまへの一時避難場所などとして活用することを想定した休憩施設の整備を進め、防災機能の強化に取り組んでいます。

関係機関との連携強化については、国土交通省や陸上自衛隊中部方面隊・東部方面隊などとの相互応援協力に関する協定に基づいた合同訓練や連絡会議の実施、休憩施設を活用した災害時医療派遣チームの参集訓練の実施など、関係機関との一層の連携強化を進めました。

交通混雑期への対応については、渋滞区間の安全対策（渋滞末尾への標識車の配置など）や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、料金所での安全対策等を行いました。

国際規格の取得については、平成25年10月31日に道路交通安全について組織が取り組むべき基本的事項を定めたISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の認証を取得しました。この認証により、一層交通安全対策に取り組み、高速道路において世界一交通死亡事故率の低い、安全で、安心・快適な高速道路空間の提供を目指してまいります。

次世代高速道路の実現に向けた取り組みについては、ITS<sup>(注1)</sup>スポットを活用した広域な道路情報の提供による運転支援や、高速道路上の落下物や気象情報等の情報をリアルタイムに提供する安全運転支援のほか、道路交通に関する調査・管理の効率化・高度化、構造物の保全対策などに向けて、GPSを搭載した新型車載器やITSスポットを活用し、連続的な経路を確認するための走行経路確認社会実験を行うための準備を完了しました。

スマートインターチェンジの設置については、滋賀県愛荘町に名神高速道路 湖東三山スマートインターチェンジを、静岡県森町に新東名高速道路 遠州森町スマートインターチェンジを設置しました。このほか、ETC<sup>(注2)</sup>をご利用のお客さまの増加に対応するためにETCレーンの増設を進めたことにより、ETC利用率は平成26年3月に91.4%となりました。

(注) 1. ITSとは、Intelligent Transport Systems（高度道路交通システム）の略称で、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称です。また、ITSスポットとは、交通安全・渋滞対策・環境対策などを目的とし、人と車と道路とを情報で結ぶITS技術です。道路に設置された「ITSスポット」とクルマ側の「ITSスポット対応カーナビ」との間で高速・大容量通信を行うことにより、広域な道路交通情報や画像も提供されるなど、様々なサービスを実現します。

(注) 2. ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で、無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

こうした中、営業収益は582,569百万円（前年同期比64.2%減）、営業損失は3,531百万円（前年同期は営業利益28百万円）となりました。なお、営業収益の大幅な減少は、前連結会計年度に新東名高速道路（御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間）の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。ただし、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

また、前述の営業損失の発生は、笹子トンネル天井板落下事故の発生を受けて、高速道路をご利用になるお客さまの安全性を確保する対策を早期かつ確実に実施するために、安全性向上に資する事業の一部について、高速道路事業に係る利益剰余金を活用して実施したことによるものです（機構法第15条第1項においては、機構は、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされていますが、安全性向上積立金を利用して行う事業の実施にあたっては、要した費用に係る債務を機構の債務引受けの対象としないため、当社の損失となります。）。この損失に充てるため、当社は、第8回定時株主総会（平成25年6月24日開催）において、高速道路事業積立金から120億円を充当して「安全性向上積立金」を設けています。また、第9回定時株主総会（平成26年6月25日開催）において、安全性向上積立金から約40億円の取り崩しを実施しました（詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ③安全性向上積立金の活用」をご参照下さい。）。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は511,435百万円（前年同期比2.8%増）でした。

#### (休憩所事業)

休憩所事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

伊勢自動車道 嬉野パーキングエリア（上り）など既存のサービスエリアの一部について、それぞれにコンセプトを設けたリニューアルを進め、収益力の向上を図りました。

東名高速道路 EXPASA（エクスパーサ）海老名（上り）では、高速道路初となる百貨店とのタイアップイベントを開催したほか、東名高速道路 EXPASA足柄（下り）では、テレビ局とのタイアップイベントを開催するなど、サービスエリアの新しい魅力を高める売り場づくりを展開しました。

このほか、地域食材を活かした「SA・PAスイーツコンテスト」の開催、サービスエリア・パーキングエリアでの地元のとれたて野菜の販売や地元商品の品揃えの充実など、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

こうした中、営業収益は40,211百万円（前年同期比4.3%減）、営業利益は5,685百万円（同14.0%減）となりました。

#### (その他（関連）事業)

当社は、その他（関連）事業として、旅行業、海外事業、カードサービス事業、広告媒体事業、不動産開発事業などの事業を営んでいます。

旅行業については、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた、当社ならではのバスツアーを企画・販売し、高速道路沿線地域への旅行の促進に取り組みました。

海外事業については、日本高速道路インターナショナル㈱などと協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件などの協議を進めました。

コンサルティング業務については、キルギス、カンボジア、モンゴル及びカザフスタンで5件受注し、現地技術者の能力向上に貢献しました。

カードサービス事業については、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じた新たな特典やご利用感謝キャンペーンの実施、休憩所事業との連携によるサービスエリアご利用時の優待サービスの拡充やガスステーションでの割引サービスなど、会員カードの魅力を向上させました。

広告媒体事業については、サービスエリアの商業施設の壁面や館内設備（リーフレットスタンド、電子掲示板など）を広告宣伝の場としてご利用いただけるよう自治体や企業等（広告主）に提案しました。当連結会計年度は200社（団体）以上の広告主にご契約いただきました。

不動産開発事業については、社宅の整理統合の結果、遊休地となった社有地を活用して、神奈川県横浜市内で分譲マンションを、東京都町田市内で戸建ての分譲宅地を開発しています。いずれも平成27年の春に完成引渡しを予定しています。また、東海環状自動車道 土岐南多治見インターチェンジの隣接地に平成27年の春に複合商業施設を開業する予定です。

こうした中、営業収益は12,726百万円（前年同期比1.5%減）、営業損失は145百万円（前年同期は営業損失268百万円）となりました。

このほか、平成25年12月20日に当社が策定した次世代自動車充電インフラ整備ビジョン<sup>(注3)</sup>に基づき、EV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド自動車）に必要な充電インフラの整備、維持管理及び運営を、パートナー会社とともに共同事業として実施していくことを公表しました。

(注) 3. 次世代自動車充電インフラ整備ビジョンとは、国の補助事業である「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に基づき、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）に必要な充電インフラを計画的に配備するための設置場所などについて、当社の考え方を示したものをいいます。

### (3) キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益4,306百万円に加え、減価償却費20,793百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額188,332百万円、仕入債務の減少額9,271百万円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、260,581百万円の資金支出（前年同期は857,056百万円の資金収入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

定期預金の払戻による収入1,787百万円などとなったものの、定期預金の預入1,467百万円、料金機械、ETC装置等の設備投資16,072百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、13,320百万円の資金支出（前年同期比51.8%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入291,841百万円、金融機関からの長期借入れによる収入34,000百万円などとなったものの、長期借入金債務の返済23,060百万円(機構法第15条第1項による債務引受額15,950百万円を含みま  
す。)、道路建設関係社債の償還50,000百万円(機構法第15条第1項による債務引受額)などにより、財務活動に  
よるキャッシュ・フローは252,409百万円の資金収入(前年同期は845,562百万円の資金支出)となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ21,491百万  
円減少し、112,627百万円(前年同期比16.0%減)となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	511,461	
道路資産完成高	70,457	
その他の売上高	484	582,403
2. 営業外収益		
受取配当金	360	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	17	
原因者負担収入	116	
雑収入	105	599
3. 特別利益		
固定資産売却益	54	54
高速道路事業営業収益等合計		583,057

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル（上り線）における天井板落下事故に対する「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、昨年7月に「安全性向上3カ年計画」を策定し、安全性を最優先とする企業文化の構築や構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直しなどの取組みを着実に実行することで、グループを挙げて事故の再発防止と高速道路の安全性向上に徹底的に取り組んでいます。

また、当社グループは5カ年の経営計画を策定・公表し、毎年更新しておりますが、安全性向上3カ年計画の第2年度にあたり、昨年度公表した経営計画とあわせてこれまでの施策の進捗を確認し、経営環境の変化を反映して、「経営計画2014チャレンジV（ファイブ）」と題して経営計画を見直すことといたしました。

国民の皆さまの大切な共有財産である高速道路の管理・運営を担う会社として、皆さまに末永く安心して高速道路をご利用いただけるよう、安全性向上をはじめと経営計画の施策を着実に実行することにより、平成27年度には「安全を最優先とする企業文化を有し、社会から信頼される会社」を、平成29年度には「安全を最優先し、安心・快適を提供する世界一の高速道路会社」をめざしてまいります。

「経営計画2014チャレンジV」に基づいて実施する主な施策は、以下のとおりです。

#### I 安全性向上の不断の取組み

##### (1) 安全性向上3カ年計画

「安全性向上3カ年計画」は、以下の5つの取組を柱に構成しています。これらの取組みによって、より安全で安心してご利用いただける高速道路サービスの提供に努めてまいります。

- ①「安全性向上3カ年計画」の推進
- ②「百年道路」計画の推進
- ③安全管理体制の確立
- ④体系化された安全教育を含む人材育成
- ⑤安全性向上に向けた事業計画

##### (2) 大規模修繕・大規模更新

平成26年1月、高速道路3会社連名で、高速道路の大規模修繕・大規模更新に関する概略計画を公表しました。この概略計画では、重大な変状に進展する恐れがある約2,110kmの高速道路について大規模修繕・大規模更新を必要としており、その概算事業費を高速道路3会社合計で約3兆200億円と見込んでいます。

今後、事業の具体化に向けて必要な調査研究・技術開発、財源の確保、通行規制等による影響その他の課題について、関係機関と連携して検討を進めます。

#### II 全てのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

当社グループは、以下の13項目における事業活動を通じて、お客さま・国民の皆さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域社会、国際社会、グループの社員など、全てのステークホルダーの皆さまに感動と満足をお届けします。

- ①高速道路ネットワークの建設
- ②災害に強い高速道路づくり
- ③交通事故防止・安全対策
- ④渋滞対策
- ⑤情報通信技術を活用した高速道路サービスの高度化
- ⑥個性豊かで魅力的なサービスエリアの創造
- ⑦お客さま第一経営
- ⑧地域連携の強化、地域社会・経済への貢献
- ⑨環境持続可能社会への貢献
- ⑩国際社会との交流、国際貢献
- ⑪公正・透明な調達
- ⑫高い倫理観の醸成
- ⑬人材育成とダイバーシティ

#### III 飛躍へのためめ挑戦

当社グループは、イノベーションを加速し、新たな事業領域と新技術の開発に挑戦し続けます。

(1) 新たな事業領域への挑戦

新たな事業領域への挑戦にあたっては、当社グループの技術やノウハウを国内外のインフラに活用できるビジネスモデルの構築や地域の活性化につながる店舗開発、高速道路をご利用になるお客さまに新たな付加価値をもたらすサービスの創造など、社会に貢献するものでありたいと志向しています。

(2) 海外事業

当社グループが持つ技術・ノウハウを活用し、アジア・欧米の高速道路事業を中心に、他企業と連携しながら推進します。

(3) 技術開発

安全・安心の向上、道路の長寿命化や環境持続可能社会に寄与する技術開発を推進します。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（高速道路会社法）

##### ① 目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

##### ② 概要

###### (ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当事業年度以降において、政府が当社の債務に新規の保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（特措法）

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属 (第51条)

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等 (第4条)  
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示 (第7条)  
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行 (第9条)  
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者(高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。)に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準 (第23条)  
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告 (第22条、第24条、第25条)  
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。  
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金 (第26条、第42条)  
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査 (第27条)  
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督 (第46条)  
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督 (第47条)  
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等 (第48条)  
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

#### (4) その他の関係法令

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（機構法）  
機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。
- ② 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（民営化関係法施行法）  
民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(注) 多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）が平成26年6月4日付で公布され、これにより道路法、特措法及び機構法の一部が改正されました。道路法等の一部を改正する法律は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であります。

#### (5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、概ね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準 (第23条)」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときの貸付料の増減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。）を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております（注）。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

（注）機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定ですが、改正後の機構法に基づき記載しております。また、有価証券報告書提出日現在において当社と機構との間で締結している協定及び機構の業務実施計画には、特定更新等工事に関する内容については含まれておりませんが、上記改正を受け、当該内容を含んだ協定が今後締結される予定です。

## 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属（第51条） a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 経済・社会情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して上期の費用は少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

偽造ハイウェイカードの不正利用の問題については、平成18年3月31日をもってハイウェイカードの利用を終了しておりますが、その被害額は、正規に販売したハイウェイカードの払戻しが完了していないため、未だ確定しておりません。当社は、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、被害額が想定を上回った場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカード残数のETCへの付替えは平成25年1月27日をもって受付を終了しました。また、払戻しにつきましても平成28年3月31日をもって終了する旨を、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱並びに当社の連名で、平成24年9月24日に公表しております。

## 13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故に関して、当社及び当社子会社を被告とする約9億4千万円の損害賠償請求訴訟が提起されております。

その他、当社の元社員による所得税法違反事案に関連して、当該元社員及び当社を被告とする約5億6千万円の損害賠償請求訴訟が提起されております。

## 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社に課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限りま

す。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております（注2）。

当社及び機構は、概ね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされております。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。同様に「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましては、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了しました。これに伴い一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道 白山インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山インターチェンジの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

当社及び機構は、東海環状自動車道 美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、関広見インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、関広見インターチェンジの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

当社及び機構は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）（以下「財源特例法」といいます。）第2条第4項第2号に定める事業として、平日深夜割引などの割引を協定に盛り込み、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、割引実施に伴って貸付料が平成20年度、平成21年度について変更されております。

当社及び機構は、一般国道1号（箱根新道）の交通量増加に伴う収入の増加等により早期の営業期間短縮が見込まれたことから、平成21年2月19日付で、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」を一部変更しております。

当該協定においては、箱根新道の交通量増加や、無料開放引継に必要な費用の増加のため、貸付料や修繕工事に伴う債務引受限度額が、平成20年度以降変更されております。

当社及び機構は、「既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化」（平成20年12月8日 政府・与党）及び「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、平成21年3月10日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。かかる協定においては、財源特例法に基づき、休日昼間割引や休日特別割引などの割引やスマートインターチェンジ整備事業に必要な債務引受限度額が追加され、平成20年度以降の貸付料についても、変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い南条スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置を協定に盛り込み、平成21年3月26日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。なお、債務引受限度額や貸付料の変更はありません。

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道 西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

当社及び機構は、過去のお正月の渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお正月期間の交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年12月2日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省）に基づく新たな料金割引の導入、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月26日 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会）を踏まえた推計交通量の見直し及び国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う富士吉田北スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成23年3月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道 関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクションの追加に伴い、平成23年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を、また、平成23年10月24日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を、一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業の再開、中央自動車道 富士吉田線中央ジャンクション～東名ジャンクション、近畿自動車道 伊勢線名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション、笛吹スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を踏まえた、平成24年度補正予算の成立（平成25年2月26日）に基づいて、「道路ストックの老朽化対策」及び「円滑な都市・地域活動のための渋滞対策」を実施するため、修繕に係る工事に要する費用の一部前倒しを行い、平成25年3月21日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う談合坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成25年6月11日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「新たな高速道路料金に関する基本方針」（平成25年12月20日 国土交通省発表）等に基づく料金水準及び割引の見直し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げ等に伴い、平成26年3月14日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を、また、平成26年3月25日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

(注) 1. 上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含まれます。

(注) 2. 機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定ですが、改正後の機構法に基づき記載しております。また、有価証券報告書提出日現在において当社と機構との間で締結している協定には、特定更新等工事に関する内容については含まれておりませんが、上記改正を受け、当該内容を含んだ協定が今後締結される予定です。

## (2) 東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して行う料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成27年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、高速総研（持分法適用関連会社）における業務の実施方法等について、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

当社は、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が上記5社の出資により、平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付で、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全・安心、快適、コスト縮減、効率的な事業、品質、環境負荷低減であり、新技術・新工法・新材料の開発を進めることとあります。特に、平成25年度より「安全性向上3カ年計画」を受けて、安全・安心に資する技術開発を重点的に進めることとし、点検技術、モニタリング技術、補修技術などの高度化に資する技術開発を開始しています。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、829百万円であります。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、598百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

#### ① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされており。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

#### ② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされており。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されませんが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

#### ③ 安全性向上積立金の活用

第8回定時株主総会（平成25年6月24日開催）において、高速道路の安全性向上に資する施策に充てることを目的として高速道路事業積立金から120億円を充当し、「安全性向上積立金」を設けました。

上記②に記載のとおり、機構は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされておりますが、安全性向上積立金を利用して行う事業については、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用の一部を機構による債務引受の対象外として行います。

当連結会計年度においては、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用として中央自動車道恵那山トンネルの天井板撤去等に要した約40億円の債務を機構による債務引受の対象外とすることとし、その損失については、第9回定時株主総会（平成26年6月25日開催）において、安全性向上積立金から取り崩しております。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の

状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

#### ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### ③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

#### ④ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

#### ⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

#### ⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑦ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

### (3) 経営成績の分析

#### ① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は635,443百万円（前年同期比62.2%減）となりました。内訳は、高速道路事業が582,569百万円（同64.2%減）となり、休憩所事業が40,211百万円（同4.3%減）、その他（関連）事業が12,726百万円（同1.5%減）となりました。

#### ② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は633,403百万円（前年同期比62.2%減）となりました。内訳は、高速道路事業が586,100百万円（同64.0%減）、休憩所事業が34,526百万円（同2.5%減）、その他（関連）事業については12,871百万円（同2.4%減）となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は2,040百万円（同68.1%減）となりました。内訳は、高速道路事業が営業損失3,531百万円（前年同期は営業利益28百万円）、休憩所事業が営業利益5,685百万円（前年同期比14.0%減）、その他（関連）事業が営業損失145百万円（前年同期は営業損失268百万円）となりました。

#### ③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息66百万円等の計上により1,538百万円（前年同期比16.2%減）、営業外費用は支払利息83百万円等により145百万円（同20.5%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は3,433百万円（同57.3%減）となりました。

#### ④ 当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、負ののれん発生益1,010百万円等の計上により1,106百万円（前年同期比82.6%増）、特別損失は固定資産除却損166百万円等の計上により232百万円（同13.4%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した当期純利益は1,230百万円（同71.7%減）となりました。なお、1株当たり当期純利益金額は9円46銭であります。

### (4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額16,572百万円の設備投資(無形固定資産を含む。)を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っていません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては、主に料金収受機械及びETC設備等に総額11,281百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては、富士川サービスエリアのリニューアル等に総額3,168百万円の設備投資を行いました。

## (2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

## ① 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器具 及び備品	リース 資産		合計
東京料金所他 259箇所等 (川崎市宮前区 他)	高速道路事業	料金徴収施設等	37,196	45,841	228 (5)	1,804	9	85,080	—
海老名SA他173 箇所 (神奈川県海老 名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	32,584	1,019	107,678 (1,317)	189	—	141,471	—
トラックターミ ナル (石川県金沢市)	その他(関連)事 業	トラックターミ ナル	—	—	1,340 (67)	—	—	1,340	—
本社他18事業所 及び社宅等 (名古屋市中区 他)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	9,171	1	7,705 (253) [80]	880	236	17,995	1,365

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,277百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクシス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は19千㎡、帳簿価額は362百万円であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡、帳簿価額は1,340百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 m <sup>2</sup> )	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本エクスシス㈱	本社他6事業 所 (名古屋市 中区他)	休憩所事業	本社等	327	2	— (—)	451	—	781	271 [57]
中日本エクストール 横浜㈱	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	本社等	5	—	— (—)	7	54	67	1,226 [251]
中日本エクストール 名古屋㈱	本社他1事業 所 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	12	—	— (—)	71	63	147	1,994 [278]
中日本ハイウェイ・ パトロール東京㈱	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	13	—	2 (0)	2	—	17	385 [5]
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋㈱	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	5	—	— (—)	1	4	12	418 [3]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京㈱	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	437	11	601 (3)	250	303	1,604	655 [23]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋㈱	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	1,413	20	981 (20) [6]	391	31	2,839	780 [9]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社等	30	100	39 (0)	27	72	269	132 [1]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央㈱	本社 (東京都 八王子市)	高速道路事業	本社等	17	32	— (—)	13	11	75	70 [53]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 ㈱	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	696	73	284 (11) [3]	88	4	1,147	165 [5]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸㈱	本社 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	160	54	— (—) [0]	41	9	266	115 [38]
NEXCO中日本サービ ス㈱	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	28	—	— (—)	9	4	42	739 [288]
中日本高速技術マー ケティング㈱	本社 (名古屋市 中区)	その他(関連) 事業	本社等	—	—	— (—)	—	—	—	3 [1]
㈱エイチ・アール横 浜	本社 (横浜市西区)	休憩所事業	本社等	251	—	0 (0)	67	32	351	61 [465]
㈱グランセルセイワ サービス	本社 (名古屋市 中区)	休憩所事業	本社等	274	7	— (—)	40	35	359	144 [172]
中日本ロード・メン テナンス東海㈱	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	88	46	24 (0) [1]	18	—	179	122 [118]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本高速オートサ ービス㈱	本社 (愛知県 一宮市)	高速道路事業	本社等	2	-	- (-)	0	-	2	10 [-]
中日本ハイウェイ・ アドバンス㈱	本社 (東京都 港区)	休憩所事業	本社等	354	2	- (-)	117	10	484	48 [202]
中日本ロード・メン テナンス静岡㈱	本社 (静岡県 磐田市)	高速道路事業	本社等	-	-	- (-)	0	7	8	20 [-]
中日本ロード・メン テナンス東京㈱	本社 (横浜市 緑区)	高速道路事業	本社等	45	6	158 (1)	1	13	225	31 [169]
中日本ロード・メン テナンス金沢㈱	本社 (石川県 白山市)	高速道路事業	本社等	57	12	65 (2)	17	2	155	41 [1,282]
中日本ロード・メン テナンス中部㈱	本社 (名古屋市 中村区)	高速道路事業	本社等	7	-	- (-)	2	-	9	25 [-]

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は910百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
2. 上記のほか、主要なリース設備として作業車両などを賃借しており、年間賃借料は全体で8百万円であります。
3. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転貸しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は1,259千㎡、帳簿価額は105,889百万円であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
6. 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他259料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	15,793	—	自己資金	平成26年4月	平成27年3月
当社 駒ヶ岳SA 他48箇所	長野県 駒ヶ根市他	休憩所事業	営業用建物等	2,790	—	自己資金及 び借入金	平成26年4月	平成27年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、第二東海自動車道等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕等により仕掛道路資産当期増加額262,694百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった道路資産完成高は70,457百万円であり、内訳は下表のとおりであります。そのほか、機構へ帰属するものの道路資産完成高として計上されない高速道路事業の利益剰余金を活用して実施した安全性向上に資する事業の道路資産完成原価3,998百万円を計上しております。これに伴い、仕掛道路資産当期減少額74,456百万円を計上しております。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県茅ヶ崎市西久保～ 神奈川県高座郡寒川町宮山 新設	平成25年4月	6,549
	神奈川県厚木市関口地先 (厚木パーキングエリア) 新設	平成25年8月 平成26年3月	2,319
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県高山市荘川町六厩～ 岐阜県高山市清見町上小鳥 (松ノ木峠パーキングエリア) 改築	平成25年4月 平成26年1月	1,246
	岐阜県郡上市美並町山田～ 岐阜県郡上市八幡町有坂 改築	平成26年3月	700
高速自動車国道 北陸自動車道	福井県福井市玄正島町 (福井北ジャンクション) 改築	平成25年7月	182
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐市泉町久尻 (五斗蒔スマートインターチェ ンジ)	平成25年8月	0
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県春日井市勝川 (勝川インターチェンジ) 改築	平成25年9月	129
	愛知県名古屋市緑区大高町～ 愛知県名古屋市名東区貴船 新設	平成26年3月	6,110
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺 (湖東三山スマートインターチ ェンジ)	平成25年10月 平成26年3月	1,570
	静岡県周智郡森町大字円田 (遠州森町スマートインターチ ェンジ)	平成26年3月	601
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島 区東長島～ 三重県度会郡大紀町崎 新設	平成26年3月	3,414

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成25年6月	46,595
		平成25年9月	
		平成25年12月	
		平成26年3月	
一般国道16号 (八王子バイパス)	修繕	平成25年12月	0
		平成26年3月	
一般国道158号 (中部縦貫自動車道(安房峠道 路))	修繕	平成26年3月	0
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成25年9月	1,034
		平成25年12月	
		平成26年3月	
合計			70,457

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。  
2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成26年3月31日現在

区分		賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	358,691 (注2) (注3)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道16号(八王子バイパス)	1,700 (注3)
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	194 (注3)
合計		360,586

(注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額又は減算基準額を超えたため、超過額を加算又は減算の上、賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数（△は減算）としております。

(1) 加算額

全国路線網	26,895百万円
一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	76百万円

(2) 減算額

一般国道16号(八王子バイパス)	△12百万円
------------------	--------

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

## (3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	268,224	15,074 [18,556]	昭和37年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	18,453	2,973 [10,401]	昭和41年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	4,298	— [—]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道第一東海自動車道	86,347	28,705 [40,141]	平成10年1月	平成33年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	213,243	4,477 [121,527]	昭和54年3月	平成30年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	2,935,536	529,713 [990,192]	平成5年12月	平成32年度
高速自動車国道中部横断自動車道	246,355	52,643 [11,186]	平成5年12月	平成29年度
高速自動車国道北陸自動車道	4,562	691 [1,173]	平成18年4月	平成26年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	171,090	818 [130,074]	昭和58年8月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	386,567	53,481 [41,636]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	71,942	1,859 [66,742]	平成5年12月	平成27年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	199,714	133,439 [1,075]	平成11年1月	平成26年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	5,980	— [—]	平成30年4月	平成32年度
一般国道271号(小田原厚木道路)	71	4 [—]	平成4年8月	平成26年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	204,159	36,007 [102,355]	平成16年6月	平成26年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	91,221	605 [2,958]	平成19年4月	平成32年度
計	4,907,762	860,496 [1,538,022]	—	—

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

7. 高速道路ネットワークの機能を永続的に活用していくことを目指し、当社を含む高速道路3会社において、大規模更新計画・大規模修繕計画（概略）を策定し、平成26年1月22日に公表しました。これは、高速道路本体の構造物に対する長期保全及び更新のあり方について、必要性やその対策を検討するため、平成24年11月に高速道路3会社で設置した社外の有識者からなる「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」の提言を受けて策定したものです。高速道路3会社では、高速道路の重大な変状に進展するおそれのある約2,110kmを大規模更新・大規模修繕を実施する箇所を選定し、概算事業費を高速道路3会社合計で約3兆200億円として計画・公表しました。

なお、大規模更新・大規模修繕事業の財源については、特措法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）に基づき、料金徴収期間を延長して得られる高速道路料金収入を想定しており、今後、この改正を受けて、料金徴収期間の延長を反映した機構との協定が締結される予定です。今回の計画は、これまでの補修履歴や変状から対策を検討し、現時点で大規模更新や大規模修繕を実施すべき箇所を選定したものであり、今後、老朽化の進展により新たに対策が必要な箇所が出てくることが想定され、適時計画の見直しが必要となります。

上記のほか、財源特例法に基づく高速道路利便増進事業に関する計画によるスマートインターチェンジ整備事業について60,327百万円、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において253,134百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で48,204百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

#### (6)【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	1,299,999	—	—	—	—	—	—	1,299,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

## (7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(注) 当連結会計年度末後有価証券報告書提出日までの間において、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）が平成26年4月1日に施行され、社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、同日付で、主要株主の異動が生じております。

その内容は以下のとおりであります。

(異動前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(異動後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	0	0.00
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、事業から得られた利益を高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。安全性向上積立金（前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)業績 (高速道路事業)」参照）を活用して行う事業を除き、当面は財務体質を強化することとして配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、従って毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	会長	茶村 俊一	昭和21年1月31日生	昭和44年3月 株式会社松坂屋入社 平成11年5月 同 取締役名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同 常務取締役 平成14年5月 同 代表取締役専務取締役 平成15年5月 同 本社営業本部長 平成16年5月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成16年9月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成18年3月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成18年5月 同 代表取締役社長執行役員 (注3) 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員営業統括本部長 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社取締役銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成22年3月 J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同 代表取締役会長 (現) 平成26年6月 当社取締役会長 (現)	(注3)	—
代表取締役社長	CEO (兼)COO (兼)監査部担当	宮池 克人	昭和21年9月5日生	昭和46年4月 中部電力株式会社入社 平成13年6月 同 取締役 土木建築部長 平成15年6月 同 取締役 発電本部土木建築部長 平成17年6月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成19年6月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報システム部統括、環境・立地本部長 平成20年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成23年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、発電本部長 平成25年6月 同 顧問 (現) 平成26年6月 当社代表取締役社長 (現)	(注3)	—
取締役	常務執行役員 東京支社長 (兼)東京オリンピック・パラリンピック担当	高松 隆久	昭和31年2月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社執行役員 横浜支社長 平成20年7月 執行役員 東京支社長 平成22年6月 常務執行役員 東京支社長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 関連事業本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 東京支社長 (現)	(注3)	—
取締役	常務執行役員 技術・建設本部長	廣瀬 輝	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 常務執行役員 建設事業本部長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 建設事業本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 技術・建設本部長 (現)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 経営企画本部長	小室 俊二	昭和29年11月18日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社企画本部経営企画部長 平成21年6月 執行役員 企画本部経営企画部長 平成23年6月 取締役 常務執行役員 企画本部長兼企画本部経営企画部長 平成24年7月 取締役 常務執行役員 企画本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 経営企画本部長(現)	(注3)	—
取締役	常務執行役員 保全企画本部長	猪熊 康夫	昭和30年4月19日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成22年6月 当社執行役員 八王子支社長 平成23年6月 執行役員 名古屋支社長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 保全企画本部長(現)	(注3)	—
取締役	常務執行役員 総務本部長 (兼)倫理・法令 遵守担当(CCO)	権島 徹	昭和35年10月27日生	昭和58年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成25年2月 国土交通省 大臣官房審議官(都市局担当) 平成26年4月 当社常務執行役員 総務本部長 平成26年6月 取締役 常務執行役員 総務本部長兼総務本部契約審査部長(現)	(注3)	—
監査役 (常勤)	—	田宮 道衛	昭和25年12月10日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成16年12月 同 総合研修所長 平成17年10月 当社執行役員 横浜支社長代行 平成18年6月 執行役員 関連事業本部長代行兼関連事業本部事業開発部長 平成19年10月 執行役員 総務本部人事部長 平成22年9月 常務執行役員 総務本部人事部長 平成24年6月 監査役(常勤)(現)	(注4)	—
監査役 (常勤)	—	岡山 弘	昭和27年8月21日生	昭和51年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 平成19年4月 同 理事 物流・鉄構事業本部管理部長兼事業開発部事業推進グループ担当部長 平成21年4月 石川島運搬機械(現IHI運搬機械)株式会社パーキングシステム事業本部パーキングシステム事業部長 平成21年6月 同 常務取締役 パーキングシステム事業本部パーキングシステム事業部長 平成23年6月 同 常務取締役 パーキングシステム事業本部長 平成26年6月 当社監査役(常勤)(現)	(注4)	—
監査役	—	白石 真澄	昭和33年11月6日生	昭和62年3月 株式会社西武百貨店入社 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 平成18年4月 同 経済学部社会経済システム学科教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部教授(現) 平成26年6月 当社監査役(現)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	水尾 健一	昭和22年8月21日生	昭和47年4月 トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 平成12年1月 同 秘書部長 平成15年1月 東和不動産株式会社 常勤顧問 平成15年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 代表取締役社長 平成25年6月 同 相談役 平成25年6月 DHC名古屋株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 当社監査役(現)	(注4)	—
計						—

- (注) 1. 茶村俊一は、社外取締役であります。  
2. 岡山弘、白石真澄及び水尾健一は、社外監査役であります。  
3. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年6月開催の定時株主総会の終結の時まで  
4. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

#### ②会社の機関の内容等

##### (ア) 会社の機関等

###### (a) 取締役会

取締役会は、社内取締役5名及び社外取締役1名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則としております。

###### (b) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、常勤監査役、その他社長が指名する社員で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り定期の開催を原則としております。

###### (c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、社長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

###### (d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

##### (イ) コンプライアンスの取組み状況

コンプライアンスについては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する意識の統一を図るために、「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定め、当社及び当社グループ各社において、倫理行動規準等の諸規程を定め、当社グループの役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行しているとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置しているほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図っていると同時に、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。また、当社グループ各社が進めるコンプライアンスの取組みに対しても、当社総務部が当社グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、啓発・支援等を行っております。

平成26年4月1日には、グループ全体のコンプライアンス推進を統括する倫理・法令遵守担当役員（CCO）を新たに設け、コンプライアンス体制の強化を図りました。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長に報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

(エ) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査しやすい環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 安田 豊	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 高橋 浩彦	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 水野 大	新日本有限責任監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。  
2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。  
3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士16名及びその他11名で構成されております。

(オ) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について  
当社の社外取締役1名及び社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	8名 (一)	94百万円 (一)	4名 (3名)	41百万円 (25百万円)	12名 (3名)	136百万円 (25百万円)

- (注) 1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金9百万円（取締役6名6百万円、監査役4名3百万円）を計上しております。  
2. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役3名が含まれています。  
3. 支給人員及び支給額の( )内については、社外役員に係る人数及び金額を内数で記載したものであります。

#### ④リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

#### ⑤連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

#### ⑥内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しており、以後、社内の重要会議を見直したこと等による一部改正を経て、以下のとおりとなっております。

##### (ア) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、全ての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員（CCO）を置き、当社グループのコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役及び支社長は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

##### (イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

##### (ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に安全管理部を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避又は低減を図る体制を整備します。

##### (エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。

執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

##### (オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

(カ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期的に開催します。

また、各子会社に倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

(キ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

(ク) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

(ケ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

(コ) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

⑦ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

#### ⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑪会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、これに基づき、社外監査役のうち、非常勤監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### ①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注2)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	72	0	91	10
連結子会社	9	—	9	—
計	81	0	100	10

- (注) 1. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価6百万円を含んでおります。
2. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務等の対価25百万円を含んでおります。

##### ②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

##### ③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、コンプライアンスに関する講演会に係る対価であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、英文財務諸表作成支援業務等に係る対価であります。

##### ④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※1 24,930	※1 74,383
高速道路事業営業未収入金	44,463	51,070
未収入金	7,274	50,155
有価証券	98,275	39,999
仕掛道路資産	685,664	873,902
たな卸資産	※5 4,121	※5 4,528
繰延税金資産	2,681	2,344
その他	※6 27,482	12,819
貸倒引当金	△12	△21
流動資産合計	894,881	1,109,183
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 57,242	※2 58,520
減価償却累計額	△15,156	△17,407
建物（純額）	42,085	41,112
構築物	51,818	53,146
減価償却累計額	△9,156	△10,764
構築物（純額）	42,661	42,382
機械及び装置	※2 89,884	※2 95,003
減価償却累計額	△44,182	△52,248
機械及び装置（純額）	45,702	42,755
車両運搬具	※2 17,137	※2 18,211
減価償却累計額	△11,710	△13,732
車両運搬具（純額）	5,427	4,479
工具、器具及び備品	12,359	12,730
減価償却累計額	△7,122	△8,222
工具、器具及び備品（純額）	5,236	4,508
土地	119,842	119,717
リース資産	1,581	1,778
減価償却累計額	△660	△869
リース資産（純額）	920	908
建設仮勘定	3,112	4,018
有形固定資産合計	264,989	259,882
無形固定資産	9,854	8,659
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 5,444	※3 4,920
繰延税金資産	1,805	2,543
退職給付に係る資産	—	133
その他	※1 6,070	※1 5,325
貸倒引当金	△261	△297
投資その他の資産合計	13,060	12,625
固定資産合計	287,903	281,167
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,209	1,532
繰延資産合計	1,209	1,532
資産合計	※1 1,183,994	※1 1,391,882

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	93,588	83,598
1年以内返済予定長期借入金	23,039	6,324
未払金	59,806	19,560
未払法人税等	1,269	1,861
賞与引当金	2,865	2,829
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	80	57
その他	※1 30,599	※1 60,096
流動負債合計	211,250	174,328
固定負債		
道路建設関係社債	※1 595,000	※1 807,520
道路建設関係長期借入金	80,000	110,000
長期借入金	2,366	20
退職給付引当金	59,529	—
役員退職慰労引当金	185	231
ETCマイレージサービス引当金	5,600	7,306
ポイント引当金	23	25
退職給付に係る負債	—	70,272
その他	24,251	23,534
固定負債合計	766,957	1,018,912
負債合計	978,207	1,193,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650
利益剰余金	66,487	67,718
株主資本合計	203,138	204,368
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2	22
退職給付に係る調整累計額	—	△9,457
その他の包括利益累計額合計	△2	△9,434
少数株主持分	2,650	3,707
純資産合計	205,786	198,641
負債純資産合計	1,183,994	1,391,882

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	1,681,015	635,443
営業費用		
道路資産賃借料	350,248	360,586
高速道路等事業管理費及び売上原価	1,267,113	213,769
販売費及び一般管理費	※2 57,266	※2 59,047
営業費用合計	※1 1,674,628	※1 633,403
営業利益	6,387	2,040
営業外収益		
受取利息	100	66
土地物件貸付料	226	214
負ののれん償却額	338	341
持分法による投資利益	506	317
その他	662	598
営業外収益合計	1,834	1,538
営業外費用		
支払利息	136	83
物品売却損	1	17
その他	45	44
営業外費用合計	183	145
経常利益	8,038	3,433
特別利益		
固定資産売却益	※3 47	※3 56
投資有価証券売却益	123	36
負ののれん発生益	339	1,010
段階取得に係る差益	16	—
保険解約返戻金	79	—
その他	0	2
特別利益合計	605	1,106
特別損失		
固定資産売却損	※4 5	※4 61
固定資産除却損	※5 145	※5 166
投資有価証券売却損	33	—
厚生年金基金脱退損失	83	—
その他	0	4
特別損失合計	268	232
税金等調整前当期純利益	8,376	4,306
法人税、住民税及び事業税	3,335	2,929
法人税等調整額	699	99
法人税等合計	4,034	3,029
少数株主損益調整前当期純利益	4,341	1,277
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△11	46
当期純利益	4,352	1,230

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	4,341	1,277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18	25
持分法適用会社に対する持分相当額	20	0
その他の包括利益合計	※ 38	※ 25
包括利益	4,380	1,302
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,391	1,256
少数株主に係る包括利益	△11	46

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	62,134	198,785
当期変動額				
当期純利益			4,352	4,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	4,352	4,352
当期末残高	65,000	71,650	66,487	203,138

	その他の包括利益累計額			少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△41	—	△41	2,341
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38	—	38	309
当期変動額合計	38	—	38	309
当期末残高	△2	—	△2	2,650

	純資産合計
当期首残高	201,084
当期変動額	
当期純利益	4,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	348
当期変動額合計	4,701
当期末残高	205,786

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	66,487	203,138
当期変動額				
当期純利益			1,230	1,230
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	1,230	1,230
当期末残高	65,000	71,650	67,718	204,368

	その他の包括利益累計額			少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△2	—	△2	2,650
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25	△9,457	△9,432	1,056
当期変動額合計	25	△9,457	△9,432	1,056
当期末残高	22	△9,457	△9,434	3,707

	純資産合計
当期首残高	205,786
当期変動額	
当期純利益	1,230
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,376
当期変動額合計	△7,145
当期末残高	198,641

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	8,376	4,306
減価償却費	20,782	20,793
負ののれん発生益	△339	△1,010
段階取得に係る差損益 (△は益)	△16	—
持分法による投資損益 (△は益)	△506	△317
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,783	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△56	△44
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△225	1,706
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△17	45
退職給付に係る資産又は負債の増減額	—	910
受取利息及び受取配当金	△109	△103
支払利息	5,097	4,773
固定資産売却損益 (△は益)	△41	4
固定資産除却損	1,435	1,105
売上債権の増減額 (△は増加)	△868	△6,507
たな卸資産の増減額 (△は増加)	788,080	△188,332
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,814	△9,271
未払又は未収消費税等の増減額	50,243	△80,117
その他	△691	△175
<b>小計</b>	<b>868,111</b>	<b>△252,232</b>
利息及び配当金の受取額	139	161
利息の支払額	△4,598	△6,861
法人税の支払額又は還付額	△6,595	△1,648
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>857,056</b>	<b>△260,581</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△953	△1,467
定期預金の払戻による収入	1,140	1,787
有価証券の売却及び償還による収入	280	77
投資有価証券の取得による支出	△339	△1
投資有価証券の売却及び償還による収入	934	513
固定資産の取得による支出	△29,318	△16,072
固定資産の売却による収入	181	576
新規連結子会社株式の取得による収入	※2 309	※2 1,311
その他	141	△44
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△27,624</b>	<b>△13,320</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	34,000	34,000
長期借入金の返済による支出	△394,247	△23,060
道路建設関係社債発行による収入	309,264	291,841
道路建設関係社債償還による支出	△794,167	△50,000
少数株主への配当金の支払額	△1	△17
その他	△410	△354
財務活動によるキャッシュ・フロー	△845,562	252,409
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,130	△21,491
現金及び現金同等物の期首残高	150,249	134,119
現金及び現金同等物の期末残高	※1 134,119	※1 112,627

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△394,247百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△386,150百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△794,167百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）788,080百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額1,127,926百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△23,060百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△15,950百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△50,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△188,332百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額74,456百万円が含まれております。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)  
中日本エクストール横浜(株)  
中日本エクストール名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)  
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)  
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)  
NEXCO中日本サービス(株)  
中日本高速技術マーケティング(株)  
(同)NEXCO中日本インベストメント  
(株)エイチ・アール横浜  
(株)グランセルセイワサービス  
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)  
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)  
中日本ロード・メンテナンス東京(株)  
中日本ロード・メンテナンス東海(株)  
中日本ロード・メンテナンス中部(株)  
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)  
中日本高速オートサービス(株)

中日本ロード・メンテナンス金沢(株)は、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)が株式を追加取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、同社は平成25年6月25日に(株)アステックから中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号変更しております。

中日本ロード・メンテナンス中部(株)は、当該株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金沢(株)が子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用の関連会社数 12社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)  
(株)高速道路総合技術研究所  
(株)NEXCOシステムズ  
(株)NEXCO保険サービス  
ハイウェイ・トール・システム(株)  
日本高速道路インターナショナル(株)  
中日本施設管理(株)  
日本ロード・メンテナンス(株)  
(株)東京ハイウェイ  
ティーシーメンテナンス(株)  
(株)高速保全  
NHS名古屋(株)

中日本ロード・メンテナンス中部(株)及び(株)アステックは、連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

#### ④役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑤ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

#### ⑥ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～13年)による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

#### ③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

#### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

### (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

### (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、繰延税金資産517百万円、退職給付に係る負債9,838百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る資産247百万円、固定負債その他89百万円、その他の包括利益累計額9,478百万円、それぞれ減少しております。

なお、1株当たり純資産額は72.91円減少しております。

(未適用の会計基準等)

#### 退職給付に関する会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
  - ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)
- (1) 概要  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。
  - (2) 適用予定日  
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。  
なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。
  - (3) 当該会計基準等の適用による影響  
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 企業結合に関する会計基準等

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
  - ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
  - ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
  - ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
  - ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
  - ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)
- (1) 概要  
子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱い等について改正されました。
  - (2) 適用予定日  
平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。
  - (3) 当該会計基準等の適用による影響  
影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

#### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「物品売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた46百万円は、「物品売却損」1百万円、「その他」45百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた5百万円は、「固定資産売却損」5百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
道路建設関係社債	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)	852,520百万円 (額面額 852,520百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,040,000百万円	1,020,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産「その他」	519百万円	419百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産		
建物	8百万円	37百万円
機械及び装置	2百万円	147百万円
車両運搬具	4百万円	一百万円
計	14百万円	185百万円

なお、国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産		
建物	8百万円	45百万円
機械及び装置	3百万円	151百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
計	39百万円	224百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	4,498百万円	3,855百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	1,531百万円	1,514百万円

#### 4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
機構	3,931,818百万円	3,005,206百万円
東日本高速道路㈱	7,336百万円	2,271百万円
西日本高速道路㈱	31百万円	27百万円
計	3,939,186百万円	3,007,505百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ①道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
機構	16,466百万円	10,981百万円

- ②当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
機構	1,505,840百万円	1,346,950百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が50,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が15,950百万円減少しております。

#### ※5 たな卸資産の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
商品及び製品	1,112百万円	1,270百万円
仕掛品	1,331百万円	1,546百万円
原材料及び貯蔵品	1,677百万円	1,711百万円
計	4,121百万円	4,528百万円

#### ※6 現先取引

流動資産「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現先取引の額	11,995百万円	－百万円
担保受入有価証券の期末時価	11,995百万円	－百万円

(連結損益計算書関係)

※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	778百万円	829百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与手当・賞与	9,689百万円	10,260百万円
役員退職慰労引当金繰入額	60百万円	63百万円
賞与引当金繰入額	686百万円	722百万円
退職給付費用	1,942百万円	1,805百万円
業務委託費	4,012百万円	4,059百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,596百万円	7,303百万円
利用促進費	18,954百万円	18,881百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	0百万円	0百万円
機械及び装置	6百万円	7百万円
車両運搬具	37百万円	48百万円
工具、器具及び備品	2百万円	0百万円
土地	0百万円	0百万円
無形固定資産	－百万円	0百万円
計	47百万円	56百万円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	－百万円	20百万円
機械及び装置	3百万円	－百万円
車両運搬具	1百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	－百万円	39百万円
計	5百万円	61百万円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	82百万円	43百万円
構築物	36百万円	65百万円
工具、器具及び備品	23百万円	31百万円
その他	3百万円	26百万円
計	145百万円	166百万円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	29百万円	36百万円
組替調整額	—	2
税効果調整前	29	39
税効果額	△10	△14
その他有価証券評価差額金	18	25
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	20	0
その他の包括利益合計	38	25

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	24,930百万円	74,383百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定)	86,000百万円	20,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来するコマーシャルペーパー(有価証券勘定)	11,999百万円	19,999百万円
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(流動資産その他)	11,995百万円	－百万円
公社債投資信託(有価証券勘定)	276百万円	－百万円
計	135,201百万円	114,383百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△1,081百万円	△1,755百万円
現金及び現金同等物	134,119百万円	112,627百万円

## ※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス静岡(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス静岡(株)株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	40百万円
のれん	2百万円
流動負債	△1百万円
少数株主持分	△19百万円
新規連結子会社株式の取得価額	22百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△37百万円
差引(注1): 新規連結子会社株式取得による収入(△)	△15百万円

(注1) 新規連結子会社株式取得による収入15百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

2. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス東京(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス東京(株)株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,004百万円
固定資産	285百万円
流動負債	△404百万円
固定負債	△27百万円
負ののれん	△279百万円
少数株主持分	△415百万円
支配獲得前の既取得持分	△4百万円
段階取得差額	△16百万円
新規連結子会社株式の取得価額	142百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△437百万円
差引(注2): 新規連結子会社株式取得による収入(△)	△294百万円

(注2) 新規連結子会社株式取得による収入294百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス金沢㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス金沢㈱株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,181百万円
固定資産	874百万円
流動負債	△145百万円
固定負債	△18百万円
負ののれん	△440百万円
少数株主持分	△847百万円
支配獲得前の既取得持分	△541百万円
新規連結子会社株式の取得価額	63百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△843百万円
差引（注1）：新規連結子会社株式取得による収入（△）	△779百万円

（注1）新規連結子会社株式取得による収入779百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

2. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス中部㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス中部㈱株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,458百万円
固定資産	31百万円
流動負債	△204百万円
固定負債	△50百万円
負ののれん	△161百万円
少数株主持分	△672百万円
支配獲得前の既取得持分	△401百万円
新規連結子会社株式の取得価額	－百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△532百万円
差引（注2）：新規連結子会社株式取得による収入（△）	△532百万円

（注2）新規連結子会社株式取得による収入532百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	96百万円	87百万円	8百万円
合計	96百万円	87百万円	8百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	－百万円	－百万円	－百万円
合計	－百万円	－百万円	－百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	8百万円	－百万円
1年超	－百万円	－百万円
合計	8百万円	－百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払リース料	49百万円	8百万円
減価償却費相当額	49百万円	8百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	333,626百万円	422,290百万円
1年超	16,154,908百万円	15,750,167百万円
合計	16,488,535百万円	16,172,457百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	340百万円	364百万円
1年超	593百万円	616百万円
合計	934百万円	980百万円

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものがあります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### ④デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注) 2 参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	24,930	24,930	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	44,463	44,463	—
(3) 未収入金	7,274	7,274	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	12,501	12,522	21
②その他有価証券	86,590	86,590	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	12,000	12,000	—
資産計	187,760	187,782	21
(1) 高速道路事業営業未払金	93,588	93,588	—
(2) 未払金	59,806	59,806	—
(3) 未払法人税等	1,269	1,269	—
(4) 道路建設関係社債（1年内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	610,000	618,761	8,761
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	95,950	95,891	△58
(6) 長期借入金（1年内に返済予定の長期借入金を含む）	9,455	9,512	56
負債計	870,071	878,830	8,759

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	74,383	74,383	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	51,070	51,070	—
(3) 未収入金	50,155	50,155	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	20,501	20,519	18
②その他有価証券	20,429	20,429	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	3	3	—
資産計	216,543	216,561	18
(1) 高速道路事業営業未払金	83,598	83,598	—
(2) 未払金	19,560	19,560	—
(3) 未払法人税等	1,861	1,861	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	852,520	861,219	8,699
(5) 道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	110,000	110,013	13
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	6,345	6,362	16
負債計	1,073,886	1,082,616	8,730

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

#### 負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,498	3,855
	その他有価証券	129	133

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,930	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	44,463	—	—	—
未収入金	7,274	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	50	300	—
②社債	—	100	50	—
③その他	12,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券 (その他)	—	—	—	394
②その他	86,000	—	—	—
合 計	174,668	150	350	394

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	74,383	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	51,070	—	—	—
未収入金	50,155	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	50	300	—
②社債	—	150	—	—
③その他	20,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券 (その他)	—	—	—	432
②その他	20,000	—	—	—
合 計	215,608	200	300	432

(注) 4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	15,000	45,000	100,000	30,000	150,000	270,000
道路建設関係長期借入金	15,950	—	50,000	30,000	—	—
長期借入金	7,089	2,326	3	3	3	29
合計	38,039	47,326	150,003	60,003	150,003	270,029

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	45,000	75,000	45,000	240,000	192,520	255,000
道路建設関係長期借入金	—	50,000	30,000	30,000	—	—
長期借入金	6,324	1	1	1	1	14
合計	51,324	125,001	75,001	270,001	192,521	255,014

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	366	14
	(2) 社債	149	157	7
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	524	22
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	11,999	11,998	△0
	小計	11,999	11,998	△0
合計		12,501	12,522	21

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	364	12
	(2) 社債	149	155	5
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	519	18
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	19,999	19,999	△0
	小計	19,999	19,999	△0
合計		20,501	20,519	18

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	44	44	0
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	44	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	58	71	△12
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	211	211	—
	(3) その他	86,276	86,276	—
	小計	86,545	86,558	△12
合計		86,590	86,603	△12

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	166	128	37
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	166	128	37
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	26	38	△11
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	236	236	—
	(3) その他	20,000	20,000	—
	小計	20,263	20,274	△11
合計		20,429	20,403	26

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
  - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
    - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
    - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
    - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。
3. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 129百万円、当連結会計年度連結貸借対照表計上額 133百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	120	22	△14
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	404	91	△0
③その他	—	—	—
(3) その他	432	9	△19
合計	958	123	△33

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	53	36	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	53	36	—

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

#### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時 価 （百万円）
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取 引	道路建設関係社 債	97,520	97,520	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しており、かつ重要性が乏しいため、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項の記載を省略しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	△104,764
(2) 年金資産(百万円)	34,065
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	△70,698
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	11,662
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	△95
(6) 連結貸借対照表上計上額純額(3)+(4)+(5)(百万円)	△59,132
(7) 前払年金費用(百万円)	397
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	△59,529

(注)一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)	3,079
(2) 利息費用(百万円)	1,804
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	△483
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	1,065
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	△38
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(百万円)	5,427

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.0%~1.5%

(3) 期待運用収益率

0.0%~2.3%

(4) 過去勤務債務の処理年数

10年~13年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年~13年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる制度については、2. 確定給付制度に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	103,216百万円
勤務費用	3,976
利息費用	1,536
数値計算上の差異の発生額	35
退職給付の支払額	△4,171
退職給付債務の期末残高	104,593

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

年金資産の期首残高	33,326百万円
期待運用収益	1,265
数値計算上の差異の発生額	54
事業主からの拠出額	1,978
退職給付の支払額	△1,783
その他	493
年金資産の期末残高	35,334

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	818百万円
退職給付費用	240
退職給付の支払額	△111
制度への拠出額	△66
退職給付に係る負債の期末残高	880

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	78,839百万円
年金資産	△36,100
	42,739
非積立型制度の退職給付債務	27,400
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,139
退職給付に係る負債	70,272
退職給付に係る資産	△133
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,139

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	3,483百万円
利息費用	1,536
期待運用収益	△1,265
数理計算上の差異の費用処理額	1,475
過去勤務費用の費用処理額	△14
簡便法で計算した退職給付費用	240
その他	△139
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>5,317</u>

(注) 従業員からの拠出額を勤務費用から差し引いております。

(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	△81百万円
未認識数理計算上の差異	10,166
<u>合 計</u>	<u>10,085</u>

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	30%
株式	38
現金及び預金	0
その他	32
<u>合 計</u>	<u>100</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.0%～1.5%

長期期待運用収益率 0.0%～5.4%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、511百万円であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	64百万円	97百万円
賞与引当金	1,099百万円	1,017百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	30百万円	20百万円
退職給付引当金	21,209百万円	－百万円
ETCマイレージサービス引当金	1,977百万円	2,579百万円
退職給付に係る負債	－百万円	24,939百万円
その他	5,689百万円	5,995百万円
繰延税金資産小計	30,071百万円	34,650百万円
評価性引当金	△25,519百万円	△29,687百万円
繰延税金資産合計	4,551百万円	4,963百万円
繰延税金負債		
その他	△220百万円	△139百万円
繰延税金負債合計	△220百万円	△139百万円
繰延税金資産（負債）の純額	4,330百万円	4,823百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	2,681百万円	2,344百万円
固定資産－繰延税金資産	1,805百万円	2,543百万円
流動負債－その他	－百万円	△0百万円
固定負債－その他	△156百万円	△64百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
税率変更	1.1%	6.9%
評価性引当額の増減	12.1%	23.9%
負ののれん発生益	△1.5%	△8.8%
段階取得に係る差益	△0.1%	－%
負ののれん償却額	△1.5%	△3.0%
持分法による投資利益	△2.3%	△2.8%
住民税均等割	1.3%	2.7%
繰越欠損金の期限切れ	－	10.8%
その他	1.4%	2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2%	70.3%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は207百万円減少し、法人税等調整額が209百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

株式取得による中日本ロード・メンテナンス金沢㈱の子会社化

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ㈱アステック

事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務

(2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため

(3) 企業結合日

平成25年5月20日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

中日本ロード・メンテナンス金沢㈱(平成25年6月25日商号変更)

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 33%

企業結合日に追加取得した議決権比率 22%

取得後の議決権比率 55%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得によるもの

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	601百万円
-------	-------------	--------

取得に直接要した費用	デューデリジェンス費用	3百万円
------------	-------------	------

---

取得原価	604百万円
------	--------

4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれんの発生益の金額

364百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	1,181百万円
------	----------

固定資産	874百万円
------	--------

---

合計	2,055百万円
----	----------

(2) 負債の額

流動負債	145百万円
------	--------

固定負債	18百万円
------	-------

---

合計	163百万円
----	--------

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

## 株式取得による中日本ロード・メンテナンス中部(株)の子会社化

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 中日本ロード・メンテナンス中部(株)  
事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務

#### (2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため

#### (3) 企業結合日

平成25年5月20日

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

中日本ロード・メンテナンス中部(株)

#### (6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 35%

企業結合日に追加取得した議決権比率 9%

取得後の議決権比率 45%

なお、上記取得後に株式の追加取得が行われ、期末時点の議決権比率は76%となっております。

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

中日本ロード・メンテナンス金沢(株)の子会社化による株式取得によるもの

### 2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	401百万円
取得原価		401百万円

### 4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

#### (1) 負ののれん発生益の金額

70百万円

#### (2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

### 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

#### (1) 資産の額

流動資産 1,458百万円

固定資産 31百万円

合計 1,490百万円

#### (2) 負債の額

流動負債 204百万円

固定負債 50百万円

合計 254百万円

### 6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中国日本エクス(株)が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借しているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	15,063	5,607
期中増減額	△9,456	905
期末残高	5,607	6,512
期末時価	5,024	5,887
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	124,054	133,604
期中増減額	9,549	△1,252
期末残高	133,604	132,352
期末時価	118,485	115,203

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産への振替であります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産からの振替及び新規連結子会社の増加によるものであります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賃貸等不動産		
営業収益	490	513
営業費用	204	247
差額	285	266
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
営業収益	33,434	31,472
営業費用	19,719	18,824
差額	13,715	12,647

- (注) 1. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として連結子会社が賃貸借している部分を含むため、営業収益には、当該部分の賃貸借にかかる収益は、計上されておりません。
2. 営業収益には、連結子会社が実施する小売店等の売上高が前連結会計年度において12,518百万円、当連結会計年度において12,059百万円含まれております。
3. 営業費用には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産にかかる費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額(注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	高速道路事業	休憩所事業	その他(関連) 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	1,626,104	42,000	12,911	1,681,015	—	1,681,015
セグメント間の内部売上高又は振替高	21	12	12	46	△46	—
計	1,626,125	42,012	12,923	1,681,061	△46	1,681,015
セグメント利益又は損失(△)	28	6,611	△268	6,371	16	6,387
セグメント資産	850,827	169,324	6,344	1,026,495	157,498	1,183,994
セグメント負債	705,950	4,000	—	709,950	268,257	978,207
その他の項目						
減価償却費	17,395	3,214	172	20,782	—	20,782
持分法適用会社への投資額	3,774	—	619	4,394	—	4,394
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,202	8,347	217	26,766	2,555	29,321

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額157,498百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金(預金及び有価証券)及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額268,257百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,555百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント				調整額（注）1	連結財務諸表 計上額 （注）2
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	582,549	40,190	12,703	635,443	—	635,443
セグメント間の内部売上高又は振替高	19	20	22	62	△62	—
計	582,569	40,211	12,726	635,506	△62	635,443
セグメント利益又は損失（△）	△3,531	5,685	△145	2,008	32	2,040
セグメント資産	1,086,393	174,809	5,742	1,266,945	124,937	1,391,882
セグメント負債	962,520	4,000	—	966,520	226,721	1,193,241
その他の項目						
減価償却費	17,278	3,315	200	20,793	—	20,793
持分法適用会社への投資額	3,161	—	591	3,752	—	3,752
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,281	3,168	83	14,533	2,038	16,572

（注） 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額32百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
  - （2）セグメント資産の調整額124,937百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。
  - （3）セグメント負債の調整額226,721百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
  - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,038百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	497,331	1,127,926	55,757	1,681,015

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	道路資産完成高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	1,127,926	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	511,416	70,457	53,569	635,443

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	道路資産完成高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	70,457	高速道路事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	2	1	—	3	—	3
当期末残高	—	—	—	—	—	—

上記のれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	5,213	5,213

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	—	0	—	0	—	0
当期末残高	—	—	—	—	—	—

上記のれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	4,870	4,870

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

高速道路事業において、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が株式を取得し、新たに中日本ロード・メンテナンス東京㈱を連結子会社といたしました。

これに伴い当連結会計年度において、279百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度において、高速道路事業において743百万円、休憩所事業において266百万円の負ののれん発生益を計上しております。

これは、主に当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱が中日本ロード・メンテナンス金沢㈱の株式を取得したこと、及び当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱が中日本ロード・メンテナンス中部㈱の株式を取得したことに伴い発生したものであります。

【関連当事者情報】

(1) 兄弟会社等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	5,255,124	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	350,248	高速道路事業営業未払金	48,079	
									高速道路事業営業未収入金 (注2)	67	
							道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	1,127,926	流動負債 その他	2,602
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	1,181,150	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	3,931,818	-	-
								債務保証 (注5)	341,156	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、16,466百万円については東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して、324,690百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	5,376,311	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし		道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	360,586	高速道路事業営業未払金	57,515
										高速道路事業営業未収入金 (注2)	12
							道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	70,457	高速道路事業営業未収入金	5,094
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	65,950	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	3,005,206	-	-
								債務保証 (注5)	1,291,981	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、10,981百万円については東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して、1,281,000百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,562.58円	1,499.49円
1株当たり当期純利益金額	33.48円	9.46円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	4,352	1,230
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	4,352	1,230
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	205,786	198,641
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,650	3,707
(うち少数株主持分)	(2,650)	(3,707)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	203,135	194,934
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

### I 子会社の設立

当社の子会社である(同)NEXCO中日本インベストメントは、高速道路周辺における商業施設等の開発・管理・運営に関する事業等を営むことを目的として、NEXCO中日本開発㈱を設立し、子会社としました。

設立した会社の名称	NEXCO中日本開発㈱
事業の内容	高速道路周辺における商業施設等の開発、管理、運営に関する事業等
規模	資本金 400百万円
設立の時期	平成26年4月8日
取得した株式の数	800,000株
取得価額	400百万円
取得後の議決権比率	100.0%

### II 株式取得による子会社化

当社の子会社である(同)NEXCO中日本インベストメントは、道路運送法に基づく自動車道事業の運営を目的として、箱根ターンパイク㈱の株式を取得し、子会社としました。

株式取得した会社の名称	箱根ターンパイク㈱
事業の内容	自動車道事業の経営並びに自動車道および関連設備、周辺土地の保有、管理、運営
規模	資産 1,615百万円 負債 1,507百万円 純資産 107百万円 (平成25年3月31日現在)
株式取得の時期	平成26年4月25日
取得した株式の数	740株
取得価額	78百万円
取得した議決権比率	100.0%
取得後の議決権比率	100.0%

### III 株式取得による関連会社化

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱は、道路構造物の維持修繕業務の強化を目的として、㈱デーロス・ジャパンの株式を取得し、関連会社としました。

株式取得した会社の名称	㈱デーロス・ジャパン
事業の内容	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業
規模	資産 1,010百万円 負債 826百万円 純資産 183百万円 (平成25年9月30日現在)
株式取得の時期	平成26年5月26日
取得した株式の数	315株
取得価額	63百万円
取得した議決権比率	16.1%
取得後の議決権比率	30.3%

#### IV社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第57回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.294パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成26年5月30日
償還期日	平成31年3月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第26回社債	平成23年 5月31日	15,000	(注3)	0.34	有(注2)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第27回社債	平成23年 5月31日	25,000	(注3)	0.53	有(注2)	平成28年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第28回社債	平成23年 5月31日	10,000	(注3)	0.78	有(注2)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第29回社債	平成23年 5月31日	20,000	20,000	1.21	有(注2)	平成33年 3月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第30回社債	平成23年 9月27日	10,000	10,000 (10,000)	0.27	有(注2)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第31回社債	平成23年 9月27日	20,000	20,000	0.43	有(注2)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第32回社債	平成23年 9月27日	15,000	15,000	0.64	有(注2)	平成30年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第33回社債	平成23年 9月27日	25,000	25,000	1.08	有(注2)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第34回社債	平成23年 11月25日	35,000	35,000 (35,000)	0.27	有(注2)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第35回社債	平成23年 11月25日	10,000	10,000	0.44	有(注2)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第36回社債	平成23年 11月25日	15,000	15,000	1.06	有(注2)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第37回社債	平成24年 2月28日	35,000	35,000	0.38	有(注2)	平成28年 2月26日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第38回社債	平成24年 2月28日	15,000	15,000	0.67	有(注2)	平成31年 2月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第39回社債	平成24年 2月28日	50,000	50,000	1.05	有(注2)	平成33年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第40回社債	平成24年 5月23日	40,000	40,000	0.29	有(注2)	平成28年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第41回社債	平成24年 5月23日	20,000	20,000	0.56	有(注2)	平成31年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第42回社債	平成24年 5月23日	40,000	40,000	0.94	有(注2)	平成34年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第43回社債	平成24年 9月20日	30,000	30,000	0.36	有(注2)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第44回社債	平成24年 9月20日	15,000	15,000	0.53	有(注2)	平成31年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第45回社債	平成24年 9月20日	35,000	35,000	0.90	有(注2)	平成34年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第46回社債	平成24年 11月9日	60,000	60,000	0.35	有(注2)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第47回社債	平成25年 3月19日	50,000	50,000	0.27	有(注2)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第48回社債	平成25年 3月19日	20,000	20,000	0.80	有(注2)	平成35年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第49回社債	平成25年 5月21日	—	70,000	0.50	有(注2)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第1回米ドル建て社債	平成25年 9月10日	—	97,520 [10億米ドル]	2.36	有(注2)	平成30年 9月10日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第50回社債	平成25年 11月8日	—	15,000	0.23	有(注2)	平成28年 11月8日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第51回社債	平成25年 11月8日	—	25,000	0.32	有(注2)	平成30年 11月8日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第52回社債	平成25年 11月8日	—	15,000	0.48	有(注2)	平成32年 11月6日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第53回社債	平成26年 2月14日	—	30,000	0.22	有(注2)	平成29年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第54回社債	平成26年 2月14日	—	20,000	0.31	有(注2)	平成30年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第55回社債	平成26年 2月14日	—	10,000	0.47	有(注2)	平成32年 12月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第56回社債	平成26年 2月14日	—	10,000	0.75	有(注2)	平成35年 12月20日
合計	—	—	610,000	852,520	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を社債の担保に供しております。

3. 機構法第15条の規定により、機構が債務の引受を行ったことによるものです。

4. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としており、連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
45,000	75,000	45,000	240,000	192,520

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	23,039	6,324	0.67	—
1年以内に返済予定のリース債務	312	308	—	—
道路建設関係長期借入金	80,000	110,000	0.53	平成27年5月～ 平成29年4月
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,366	20	1.63	平成37年8月～ 平成45年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	685	664	—	平成27年4月～ 平成32年11月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	106,404	117,318	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	50,000	30,000	30,000	—
長期借入金	1	1	1	1
リース債務	191	165	138	87
合計	50,192	30,166	30,139	88

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,474	69,928
高速道路事業営業未収入金	44,466	51,073
未収入金	5,594	48,382
未収収益	5	1
短期貸付金	※5 11,999	2
有価証券	97,999	39,999
仕掛道路資産	687,180	875,916
商品	762	1,036
原材料	563	489
貯蔵品	652	666
受託業務前払金	2,074	1,420
前払金	247	532
前払費用	184	180
繰延税金資産	1,540	1,234
その他	11,716	9,388
貸倒引当金	△12	△21
流動資産合計	884,449	1,100,231
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,963	2,036
減価償却累計額	△527	△623
建物（純額）	1,435	1,412
構築物	41,206	42,356
減価償却累計額	△5,503	△6,573
構築物（純額）	35,702	35,783
機械及び装置	※2 87,765	※2 92,721
減価償却累計額	△43,284	△51,156
機械及び装置（純額）	44,481	41,564
車両運搬具	※2 15,752	※2 16,786
減価償却累計額	△10,573	△12,509
車両運搬具（純額）	5,179	4,276
工具、器具及び備品	5,677	5,721
減価償却累計額	△3,543	△3,916
工具、器具及び備品（純額）	2,133	1,804
土地	228	228
リース資産	54	25
減価償却累計額	△43	△16
リース資産（純額）	11	9
建設仮勘定	1,163	1,204
有形固定資産合計	90,336	86,285
無形固定資産	3,665	2,917
高速道路事業固定資産合計	94,002	89,203

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 35,658	※2 36,449
減価償却累計額	△7,585	△9,319
建物（純額）	28,073	27,130
構築物	8,627	8,828
減価償却累計額	△2,749	△3,227
構築物（純額）	5,878	5,600
機械及び装置	1,660	※2 1,875
減価償却累計額	△676	△855
機械及び装置（純額）	984	1,019
車両運搬具	7	0
減価償却累計額	△2	△0
車両運搬具（純額）	5	0
工具、器具及び備品	387	402
減価償却累計額	△160	△205
工具、器具及び備品（純額）	227	197
土地	108,961	109,018
建設仮勘定	1,838	2,566
有形固定資産合計	145,968	145,532
無形固定資産	433	427
関連事業固定資産合計	146,401	145,959
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,355	12,926
減価償却累計額	△4,386	△4,343
建物（純額）	8,968	8,582
構築物	1,311	1,268
減価償却累計額	△672	△679
構築物（純額）	639	588
機械及び装置	5	5
減価償却累計額	△3	△3
機械及び装置（純額）	1	1
車両運搬具	12	12
減価償却累計額	△11	△11
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,348	2,457
減価償却累計額	△1,215	△1,576
工具、器具及び備品（純額）	1,133	880
土地	8,319	7,705
リース資産	622	577
減価償却累計額	△264	△341
リース資産（純額）	357	236
建設仮勘定	89	207
有形固定資産合計	19,509	18,202
無形固定資産	4,972	4,501
各事業共用固定資産合計	24,481	22,704

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	268	299
減価償却累計額	△73	△134
建物（純額）	194	164
構築物	1	2
減価償却累計額	△1	△1
構築物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	—	1
減価償却累計額	—	△0
工具、器具及び備品（純額）	—	0
土地	419	608
有形固定資産合計	614	774
その他の固定資産合計	614	774
投資その他の資産		
関係会社株式	7,365	7,365
関係会社出資金	50	50
長期貸付金	43	20
長期前払費用	2,713	2,367
その他	※1 1,918	※1 1,888
貸倒引当金	△168	△161
投資その他の資産合計	11,922	11,530
固定資産合計	277,422	270,172
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,209	1,532
繰延資産合計	1,209	1,532
資産合計	※1 1,163,081	※1 1,371,936
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	111,766	100,052
1年以内返済予定長期借入金	23,039	6,324
1年以内償還予定社債	※1 15,000	※1 45,000
リース債務	167	133
未払金	47,018	8,546
未払費用	720	951
未払法人税等	—	292
預り連絡料金	1,892	2,079
預り金	21,900	20,047
受託業務前受金	2,421	2,262
前受金	4,104	1,358
前受収益	247	229
賞与引当金	1,191	1,190
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	80	57
その他	3,850	5,595
流動負債合計	233,400	194,121

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	※1 595,000	※1 807,520
道路建設関係長期借入金	80,000	110,000
その他の長期借入金	2,366	20
リース債務	320	200
受入保証金	13,041	13,416
退職給付引当金	51,719	52,412
役員退職慰労引当金	37	50
ETCマイレージサービス引当金	5,600	7,306
ポイント引当金	23	25
その他	386	8,769
固定負債合計	748,495	999,723
<b>負債合計</b>	<b>981,896</b>	<b>1,193,845</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金	—	12,000
高速道路事業積立金	28,497	14,592
別途積立金	15,401	17,890
繰越利益剰余金	635	△3,042
利益剰余金合計	44,534	41,440
株主資本合計	181,185	178,090
<b>純資産合計</b>	<b>181,185</b>	<b>178,090</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,163,081</b>	<b>1,371,936</b>

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
料金収入	497,373	511,461
道路資産完成高	1,127,926	70,457
その他の売上高	478	484
<b>営業収益合計</b>	<b>1,625,778</b>	<b>582,403</b>
<b>営業費用</b>		
道路資産賃借料	350,248	360,586
道路資産完成原価	1,127,926	74,456
管理費用	150,141	153,205
<b>営業費用合計</b>	<b>1,628,315</b>	<b>588,247</b>
<b>高速道路事業営業損失 (△)</b>	<b>△2,536</b>	<b>△5,844</b>
<b>関連事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
受託業務収入	8,140	6,474
休憩所等事業収入	14,101	13,701
不動産賃貸収入	83	82
その他の事業収入	592	740
<b>営業収益合計</b>	<b>22,917</b>	<b>20,998</b>
<b>営業費用</b>		
受託業務事業費	8,051	6,393
休憩所等事業費	9,681	10,123
不動産賃貸費用	33	35
その他の事業費用	1,519	1,787
<b>営業費用合計</b>	<b>19,286</b>	<b>18,339</b>
<b>関連事業営業利益</b>	<b>3,631</b>	<b>2,659</b>
<b>全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)</b>	<b>1,094</b>	<b>△3,184</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	9	9
有価証券利息	72	31
受取配当金	※1 568	※1 548
物品売却益	0	0
土地物件貸付料	238	224
固定資産受贈益	141	—
原因者負担収入	93	116
雑収入	131	172
<b>営業外収益合計</b>	<b>1,255</b>	<b>1,103</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	133	91
物品売却損	1	17
雑損失	32	18
<b>営業外費用合計</b>	<b>167</b>	<b>127</b>
<b>経常利益又は経常損失 (△)</b>	<b>2,182</b>	<b>△2,208</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 43	※2 54
特別利益合計	43	54
特別損失		
固定資産売却損	※3 1	※3 61
固定資産除却損	※4 70	※4 122
特別損失合計	71	183
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	2,154	△2,337
法人税、住民税及び事業税	1,100	450
法人税等調整額	471	306
法人税等合計	1,571	756
当期純利益又は当期純損失 (△)	583	△3,094

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			350,248		360,586
2 道路資産完成原価			1,127,926		74,456
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		68,275		70,135	
(2) 管理業務費		44,905		44,606	
(3) 一般管理費		36,959		38,462	
計			150,141		153,205
高速道路事業営業費用合計			1,628,315		588,247
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		6,941		5,287	
(2) 一般管理費		1,110		1,105	
計			8,051		6,393
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業費		8,378		8,961	
(2) 一般管理費		1,302		1,161	
計			9,681		10,123
3 不動産賃貸費用					
(1) 不動産賃貸事業費		28		29	
(2) 一般管理費		5		6	
計			33		35
4 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		793		1,027	
(2) 一般管理費		726		760	
計			1,519		1,787
関連事業営業費用合計			19,286		18,339
全事業営業費用合計			1,647,601		606,587

## (2) 科目明細書

## ① 高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				350,248			360,586
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		2,190			568		
労務費		357			21		
外注費		263			45		
経費		1,236			120		
金利等		337			67		
一般管理費人件費		289			6		
一般管理費経費		1,297	5,971		45	874	
建設費							
材料費		1,355			5		
労務費		14,795			1,678		
外注費		1,006,731			61,181		
経費		20,099			751		
金利等		51,803			363		
一般管理費人件費		8,479			1,390		
一般管理費経費		12,591	1,115,856		1,325	66,697	
除却工事費用その他							
労務費		78			72		
外注費		5,874			6,673		
経費		12			9		
金利等		26			20		
一般管理費人件費		51			63		
一般管理費経費		53	6,098	1,127,926	45	6,884	74,456

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		
		金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,179			3,854		
経費		64,095	68,275		66,281	70,135	
管理業務費							
人件費		1,875			1,829		
経費		43,029	44,905		42,777	44,606	
一般管理費							
人件費		5,732			6,027		
経費		31,227	36,959	150,141	32,435	38,462	153,205
II 営業外費用							
支払利息			—			1	
物品売却損			1			17	
雑損失			28	30		16	35
III 特別損失							
固定資産売却損			1	1		0	0
高速道路事業営業費用等合計				1,628,347			588,283
IV 法人税、住民税及び事業税			—			—	
V 法人税等調整額			—	—		—	—
高速道路事業総費用合計				1,628,347			588,283

② 受託業務事業費  
受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	—	—	—	—
II 労務費		130	2.0	198	4.3
III 経費		6,238	97.9	4,434	95.7
IV 一般管理費		1	0.0	0	0.0
当期総製造費用		6,369	100.0	4,634	100.0
期首受託業務前払金		2,645		2,074	
合計		9,015		6,708	
期末受託業務前払金		2,074		1,420	
受託事業費		6,941		5,287	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	5,965	外注費	3,963
業務委託費	233	業務委託費	348

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業費  
休憩所等事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	0	0.0	0	0.0
II 人件費		349	4.2	367	4.1
III 経費		8,029	95.8	8,593	95.9
休憩所等事業費		8,378	100.0	8,961	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
減価償却費	2,550	減価償却費	2,613
業務委託費	2,420	業務委託費	2,477

④ 不動産賃貸費用  
不動産賃貸事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※	0	0.1	0	2.1
II 経費		28	99.9	28	97.9
不動産賃貸事業費		28	100.0	29	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
租税公課	28	租税公課	27

⑤ その他の事業費用  
その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 商品仕入高	※	33	4.3	10	1.0
II 人件費		157	19.8	214	20.9
III 経費		602	75.9	802	78.1
その他の事業費		793	100.0	1,027	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	294	業務委託費	455
租税公課	119	租税公課	124

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度41,496百万円、前事業年度40,103百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与手当・賞与	4,362百万円	4,560百万円
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	12百万円
賞与引当金繰入額	336百万円	363百万円
退職給付費用	1,059百万円	1,121百万円
減価償却費	1,136百万円	1,163百万円
業務委託費	2,600百万円	2,610百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,596百万円	7,303百万円
ポイント引当金繰入額	－百万円	1百万円
利用促進費	18,705百万円	18,683百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
高速道路事業積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	高速道路事業積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	27,767	13,976	2,206	43,951	180,601	180,601
当期変動額						
高速道路事業積立金の積立	729		△729	—	—	—
別途積立金の積立		1,424	△1,424	—	—	—
当期純利益			583	583	583	583
当期変動額合計	729	1,424	△1,571	583	583	583
当期末残高	28,497	15,401	635	44,534	181,185	181,185

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
安全性向上積立金の積立				
高速道路事業積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純損失（△）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	-	28,497	15,401	635	44,534	181,185	181,185
当期変動額							
安全性向上積立金の積立	12,000	△12,000		-	-	-	-
高速道路事業積立金の取崩		△1,905		1,905	-	-	-
別途積立金の積立			2,488	△2,488	-	-	-
当期純損失（△）				△3,094	△3,094	△3,094	△3,094
当期変動額合計	12,000	△13,905	2,488	△3,678	△3,094	△3,094	△3,094
当期末残高	12,000	14,592	17,890	△3,042	41,440	178,090	178,090

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

##### (2) 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (3) 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

#### (7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

### 6 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 7 ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

#### (3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

### 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「原因者負担収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた224百万円は、「原因者負担収入」93百万円、「雑収入」131百万円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「物品売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた33百万円は、「物品売却損」1百万円、「雑損失」32百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
道路建設関係社債	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)	852,520百万円 (額面額 852,520百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,040,000百万円	1,020,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
投資その他の資産「その他」	509百万円	409百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	2百万円	－百万円
車両運搬具	4百万円	－百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	－百万円
機械及び装置	－百万円	147百万円
計	14百万円	147百万円

国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
機械及び装置	－百万円	147百万円
計	39百万円	186百万円

### 3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
機構	3,931,818百万円	3,005,206百万円
東日本高速道路㈱	7,336百万円	2,271百万円
西日本高速道路㈱	31百万円	27百万円
計	3,939,186百万円	3,007,505百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
機構	16,466百万円	10,981百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
機構	1,505,990百万円	1,347,100百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が50,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が15,950百万円減少しております。

### 4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	18,000百万円	22,000百万円
貸出実行残高	－百万円	－百万円
差引額	18,000百万円	22,000百万円

### ※5 現先取引

短期貸付金に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
現先取引の額	11,995百万円	－百万円
担保受入有価証券の期末時価	11,995百万円	－百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取配当金	568百万円	548百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	6百万円	7百万円
車両運搬具	36百万円	46百万円
土地	0百万円	0百万円
計	43百万円	54百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	—	20百万円
車両運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	—	0百万円
土地	—	39百万円
計	1百万円	61百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	32百万円	35百万円
構築物	36百万円	65百万円
機械及び装置	1百万円	5百万円
工具、器具及び備品	0百万円	—百万円
無形固定資産	—百万円	15百万円
計	70百万円	122百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	32百万円	57百万円
賞与引当金	449百万円	420百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	30百万円	20百万円
退職給付引当金	18,304百万円	18,505百万円
ETCマイレージサービス引当金	1,977百万円	2,579百万円
その他	2,708百万円	3,206百万円
繰延税金資産小計	23,502百万円	24,790百万円
評価性引当金	△21,956百万円	△23,548百万円
繰延税金資産合計	1,546百万円	1,242百万円
繰延税金負債		
その他	△5百万円	△7百万円
繰延税金負債合計	△5百万円	△7百万円
繰延税金資産の純額	1,540百万円	1,234百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.7%	37.7%
(調整)		
税率変更	3.8%	△9.5%
評価性引当額の増減	39.5%	△68.1%
受取配当金	△9.9%	8.8%
その他	1.8%	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.9%	△32.4%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は82百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,393.73円	1,369.92円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	4.48円	△23.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	583	△3,094
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	583	△3,094
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	181,185	178,090
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	181,185	178,090
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第57回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.294パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成26年5月30日
償還期日	平成31年3月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

④【附属明細表】  
 【有価証券明細表】  
 【債券】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	(コマーシャルペーパー)		
		㈱クレディセゾン	10,000	9,999
		三菱UFJリース㈱	7,000	6,999
		JXホールディングス㈱	3,000	2,999
計			20,000	19,999

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	(譲渡性預金)		
		兵庫県信用農業協同組合連合会	—	20,000
計			—	20,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)	
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	1,963	74	1	2,036	623	96	1,412
		構築物	41,206	1,297	147	42,356	6,573	1,105	35,783
		機械及び装置	87,765	6,264	1,309	92,721	51,156	8,924	41,564
		車両運搬具	15,752	1,168	135	16,786	12,509	2,070	4,276
		工具、器具及び備品	5,677	324	280	5,721	3,916	621	1,804
		土地	228	0	0	228	—	—	228
		リース資産	54	6	36	25	16	9	9
		建設仮勘定（注3）	1,163	9,591	9,549	1,204	—	—	1,204
		計	153,812	18,728	11,460	161,080	74,795	12,828	86,285
	無形固定資産	10,889	737	396	11,230	8,312	1,164	2,917	
合計	164,702	19,466	11,857	172,311	83,107	13,993	89,203		
関連 事業	有形 固定 資産	建物	35,658	843	52	36,449	9,319	1,752	27,130
		構築物	8,627	327	126	8,828	3,227	538	5,600
		機械及び装置	1,660	372	158	1,875	855	192	1,019
		車両運搬具	7	—	6	0	0	0	0
		工具、器具及び備品	387	15	0	402	205	45	197
		土地	108,961	346	289	109,018	—	—	109,018
		建設仮勘定	1,838	1,979	1,250	2,566	—	—	2,566
		計	157,141	3,884	1,884	159,141	13,609	2,529	145,532
	無形固定資産	640	58	65	633	206	48	427	
合計	157,782	3,942	1,949	159,775	13,815	2,578	145,959		
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	13,355	586	1,014	12,926	4,343	482	8,582
		構築物	1,311	32	75	1,268	679	65	588
		機械及び装置	5	—	—	5	3	0	1
		車両運搬具	12	—	—	12	11	0	0
		工具、器具及び備品	2,348	131	23	2,457	1,576	379	880
		土地	8,319	—	613	7,705	—	—	7,705
		リース資産	622	3	48	577	341	125	236
		建設仮勘定	89	1,950	1,832	207	—	—	207
		計	26,063	2,704	3,608	25,159	6,957	(479) 1,053	(9,038) 18,202
	無形固定資産	11,842	1,165	4	(6,540) 13,004	8,502	1,636	4,501	
合計	37,906	3,870	3,612	38,163	15,459	2,689	22,704		

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)
その他の 固定 資産	建物	268	216	185	299	134	14	164
	構築物	1	0	—	2	1	0	0
	工具、器具及び備品	—	1	—	1	0	0	0
	土地	419	347	158	608	—	—	608
	計	689	565	343	911	137	(7) 14	(—) 774
投資その他 の資産	長期前払費用 (注4)	4,769	238	76	4,931	2,563	517	2,367
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	1,465	678	111	2,032	500	355	1,532
	計	1,465	678	111	2,032	500	355	1,532

- (注) 1. ( )内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は勤務時間比によっております。
2. 各事業共用固定資産の主なものは、工事事務所及び宿舍等であります。
3. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金収受関係設備6,086百万円の取得によるものであります。
4. 投資その他の資産 長期前払費用の当期増加額及び減少額には、ETC前払割引制度のプレミアム(割引)を含めております。
- なお、ETC前払割引制度のプレミアム(割引)の増加及び減少は、ETC利用可能な道路を管理する事業者間での精算によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	180	26	22	0(注1)	182
賞与引当金	1,191	1,190	1,191	—	1,190
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	80	—	23	—	57
役員退職慰労引当金	37	18	5	—	50
ETCマイレージサービス引当金	5,600	7,306	5,600	—	7,306
ポイント引当金	23	25	15	8(注2)	25

- (注) 1. 洗い替えによる戻入額であります。
2. ポイント引当金のその他の減少額は、カードポイントをETCマイレージサービスの還元額(無料走行分)に交換したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類  
平成25年5月14日東海財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第8期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
平成25年6月25日東海財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成25年6月25日東海財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成25年8月9日東海財務局長に提出。
- (5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類  
平成25年10月31日東海財務局長に提出。
- (6) 半期報告書  
事業年度（第9期中）（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）  
平成25年12月26日東海財務局長に提出。
- (7) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成25年12月26日東海財務局長に提出。
- (8) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類  
平成26年2月7日東海財務局長に提出。
- (9) 臨時報告書  
平成26年4月1日東海財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (10) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成26年4月1日東海財務局長に提出。
- (11) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類  
平成26年5月23日東海財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- （注）
1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
  2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
  3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

（上記対象となっている社債）

（平成26年6月26日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第29回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第32回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第33回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第38回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第39回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第43回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第45回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年11月9日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第47回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第49回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月21日	70,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月10日	97,520 (10億米ドル)	シンガポール証券取引所

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第50回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第51回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第53回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第54回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第55回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第56回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第57回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月30日	100,000	非上場・非登録

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成26年3月31日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成26年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位：百万円)

I 資本金	5,376,311
政府出資金	3,955,854
地方公共団体出資金	1,420,457
II 資本剰余金	844,412
資本剰余金	89
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△33
損益外減価償却累計額	△4,515
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	2,808,928
純資産合計	9,029,652

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け（注）
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記 (xi) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております（注）。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

(注) 機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定ですが、改正後の機構法に基づき記載しております。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。